

平成 28 年度 中部ブロック発注者協議会

日時：平成 29 年 2 月 28 日（火）13:30 ～ 15:00

場所：桜華会館 本館 4 階 松の間

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 国土交通省 中部地方整備局長

3. 議 事

（１）中部ブロック発注者協議会の取組について <資料 1>

（２）各機関の取組状況について <資料 2>

- ・ 中部地方整備局
- ・ 東海農政局
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県

（３）今後の取組について

1) 自己評価の公表 <資料 3－1、3－2>

2) 「発注見通しとりまとめ版」の公表 <資料 4>

（４）発注者支援機関の活用状況について <資料 5>

4. 挨 拶 農林水産省 東海農政局次長

5. 閉 会

平成28年度 中部ブロック発注者協議会 出席者名簿

日時：H29年2月28日(火)13:30～15:00
場所：桜華会館 本館4階 松の間

委 員		出席		欠席	代理出席		随 行 員			
		本人	代理		所属	役職	氏名	所属	役職	氏名
会長	国土交通省 中部地方整備局長	塚原 浩一	○							
副会長	農林水産省 東海農政局長	田辺 義貴		○		次長	小平 均	整備部設計課	技術審査官	堀場 修
委員	警察庁 中部管区警察局長 総務監察・広域調整部長	橋本 晃		○	総務監察・広域調整部 会計課	課長補佐	長谷川 勇			
委員	警察庁 中部管区警察学校長	池田 泰昭		○	庶務部会計課	管財営繕係長	山田 友弘			
委員	財務省 東海財務局 総務部長	曾根 英実		○	総務部会計課	課長	増井 英一			
委員	財務省 名古屋税関 総務部長	仲丸 浩史		○	総務部会計課	課長	石原 太			
委員	国税庁 名古屋国税局 総務部次長	小久江 元秀		○	総務部	営繕監理官	岩田 敦			
委員	厚生労働省 東海北陸厚生局長	大森 豊緑		○	—	—	—	—	—	—
委員	厚生労働省 岐阜労働局長	本間 之輝		○	—	—	—	—	—	—
委員	厚生労働省 静岡労働局長	野村 栄一		○	—	—	—	—	—	—
委員	厚生労働省 愛知労働局長	竹内 聡		○	総務部総務課	会計第二係長	河合 芳尚			
委員	厚生労働省 三重労働局長	林 雅彦		○	—	—	—	—	—	—
委員	林野庁 中部森林管理局長	新島 俊哉		○	名古屋事務所 総務企画部 会計課	副所長	千葉 求			
委員	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長	鈴木 幸浩		○		課長	豊島 賢治			
委員	国土交通省 中部運輸局長	鈴木 昭久		○	総務部会計課	課長	小松 明博			
委員	海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長	丹羽 哲		○	総務部経理課	専門官	清水 哲朗	—	—	—
委員	環境省 中部地方環境事務所長	三村 起一		○		整備計画専門官	石鍋 健		係員	戸田勇貴
委員	岐阜県 副知事	上手 繁雄		○	県土整備部 技術検査課	課長	種 康雄	技術検査課 営繕企画課 技術管理課	技術主査 技監 積算班長	上田 好見 野村 進 主田 義也
委員	静岡県 副知事	難波 喬司		○	交通基盤部	理事	堀野 徹	農林水産部 建設部	主幹、課長補佐 課長補佐、主任主査	伊藤和己、水谷豊一 山田貴広、浅岡弘輔
委員	愛知県 副知事	中西 肇		○	建設部	技監	河野 修平			
委員	三重県 副知事	石垣 英一		○	県土整備部 建設局土木部	公共事業運営課長	山田 秀樹			
委員	静岡市 副市長	美濃部 雄人		○	技術政策課	課長	平岡 文吾	技術政策課	主査	吉永 春樹
委員	浜松市 副市長	星野 悟		○	財務部 技術監理課	課長	山村 宣之			
委員	名古屋市 副市長	新開 輝夫		○	財政局契約部	主幹	名和 浩一	財政局契約部 契約監理課	改善指導係長	佐藤 丈士
委員	岐阜県 市長会会長 可児市長	富田 成輝		○	管財検査課	課長	安藤 重則			
委員	岐阜県 町村会会長 垂井町長	中川 満也		○	総務課	管財係主査	片岡 聖人			
委員	沼津市 副市長 (静岡県部会副部会長)	井原 三千雄		○	—	—	—	—	—	—
委員	愛知県 市長会会長 東海市長	鈴木 淳雄		○	検査管財課	課長	中村 哲也			
委員	愛知県 町村会会長 飛島村長	久野 時男		○	総務課	課長補佐	早川 宗徳			
委員	三重県 市長会会長 いなべ市長	日沖 靖		○		課長	二井 弘樹			
委員	三重県 町村会会長 大紀町長	谷口 友見		○	建設課	参事	中村 泰夫			
委員	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長	近藤 清久		○	環境・技術管理部	部長	村田 啓	環境・技術管理部	技術管理TSL	縄田 章
委員	(独)都市再生機構 中部支社長	伊藤 功		○	—	—	—	—	—	—
委員	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構 バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 所長	杉原 弘造		○	経理課	参事兼経理課長	櫻井 敏久			
委員	(独)水資源機構 中部支社長	伊藤 保裕		○		副支社長	柴田 和昭	事業部 水管理・防災課	課長補佐	大高 英澄
委員	静岡県道路公社 理事長	矢野 弘典		○		常務理事	野知 泰裕			
委員	愛知県道路公社 理事長	川崎 昭弘		○	工務部	部長	若林 仁	工務部	主査	柳 充志
委員	三重県道路公社 理事長	廣田 實		○	—	—	—	—	—	—
委員	名古屋高速道路公社 理事長	永田 清		○	総務部	部長	福田 豊			
委員	名古屋港管理組合 副管理者	近藤 隆之		○	建設部技術管理課	課長	松島 和宣	建設部技術管理課	技術管理係長	橋場 隆志
委員	四日市港管理組合 副管理者	水谷 一秀		○		副参事兼副課長	川上 正晃	—	—	—
委員	日本下水道事業団 東海総合事務所長	愛知 雅夫		○		専門役	服部 智			
オブザーバー	法務省名古屋法務局長	小栗 健一		○	—	—	—	—	—	—
オブザーバー	名古屋高等裁判所 事務局長	森島 聡		○	事務局会計課	課長補佐	田中元信			
事務局	国土交通省 中部地方整備局		企画部	技術管理課	企画部長 岡村 次郎	技術開発調整官 山根 孝之	技術管理課長 高須 博幸	技術管理課長補佐 保庭 正人	専門員 増田 恵也 担当 山田 貴弘	
			総務部	契約課	契約課長 岡森 文男					
			建政部	建設産業課	建設産業課長 北埜 順					
			港湾空港部	品質確保室	業務審査係 三浦真義					
			営繕部	技術・評価課	営繕品質管理官 北原 浩行	技術・評価課長 柴田 信介	営繕技術専門官 宮下 吉広			

平成28年度 中部ブロック発注者協議会
配 席 図

日時 H29年2月28日(火)13:30～15:00
場所 桜華会館 松の間(本館4F)

出入口

出入口

--	--	--	--

警察庁
中部管区警察学校

警察庁
中部管区警察学校

財務省
東海財務局

農林水産省
東海農政局次長

国土交通省
中部地方整備局長

財務省
名古屋税関

国税庁
名古屋国税局

厚生労働省
愛知労働局

○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
-----	-----	-----	-----

名古屋市

三重県

(三重県部会で決定する者)
いなべ市

(三重県部会で決定する者)
大紀町

中日本高速道路株式会社
名古屋支社

(国)日本原子力研究開発機構
東濃地科学センター

(独)水資源機構
中部支社

静岡県道路公社

愛知県道路公社

名古屋高速道路公社

名古屋港管理組合

四日市港管理組合

日本下水道事業団
東海総合事務所

名古屋高等裁判所
(オブザーバー)

林野庁
中部森林管理局

経済産業省
中部経済産業局

国土交通省
中部運輸局

海上保安庁
第四管区保安本部

環境省
中部地方環境事務所

岐阜県

(岐阜県部会で決定する者)
可児市

(岐阜県部会で決定する者)
垂井町

静岡県

静岡市

浜松市

愛知県

(愛知県部会で決定する者)
東海市

(愛知県部会で決定する者)
飛島村

○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
-------	-------	-------	-------

事務局(中部地方整備局)

(農政局)

事務局(中部地方整備局)

建設部
産業課長

企画部
技術管理課長
補佐

企画部
技術管理課長

企画部
技術開発調整官

企画部長

農林水産省
東海農政局
技術審査官

営繕部
品質管理官

営繕部
技術評価課長

営繕部
技術専門官

品質確保室

港湾空港部

契約課長

総務部

○ ○ ○

記者席

○ ○ ○

○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
-------	-------	-------	-------

随行席

○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
-------	-------	-------	-------

平成28年度 中部ブロック発注者協議会の取組について

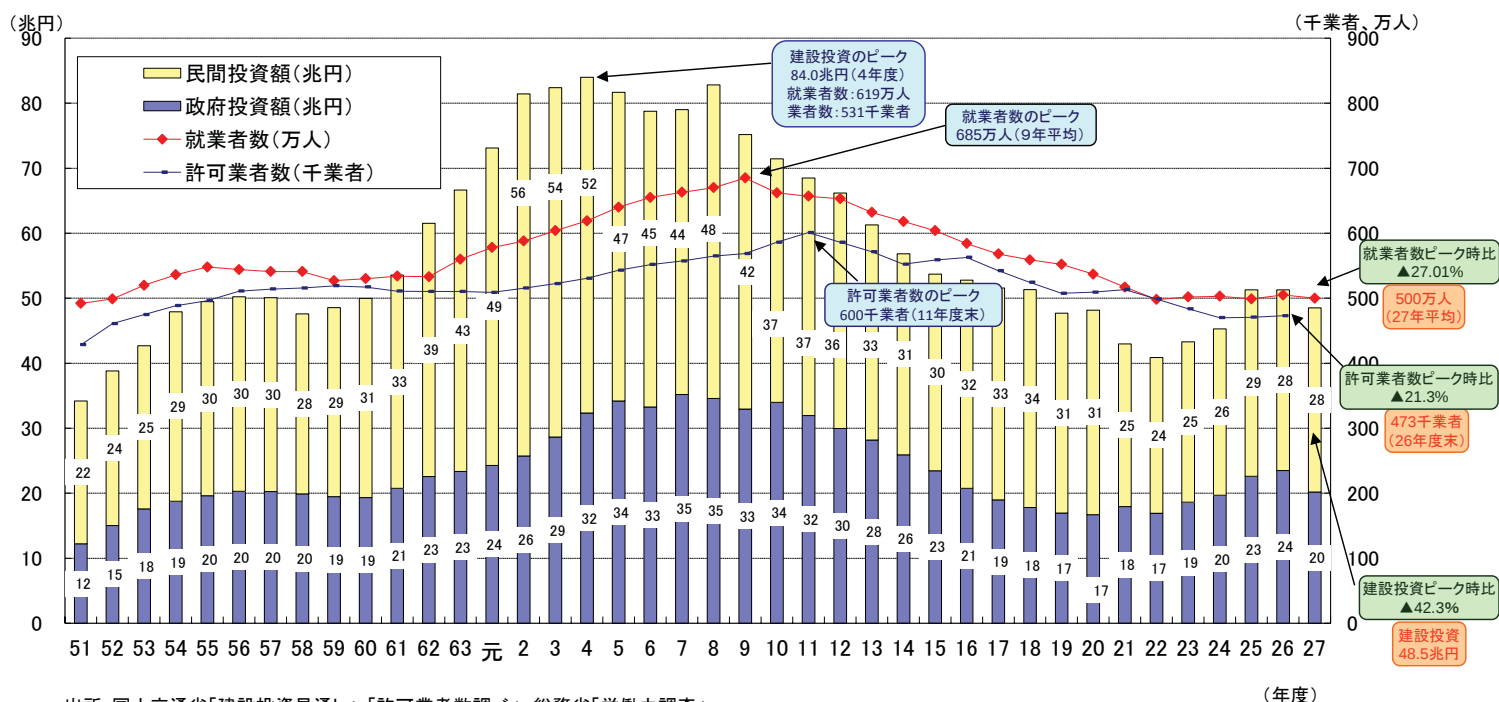
平成29年2月

中部ブロック発注者協議会

公共工事を取り巻く現状 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



出所：国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

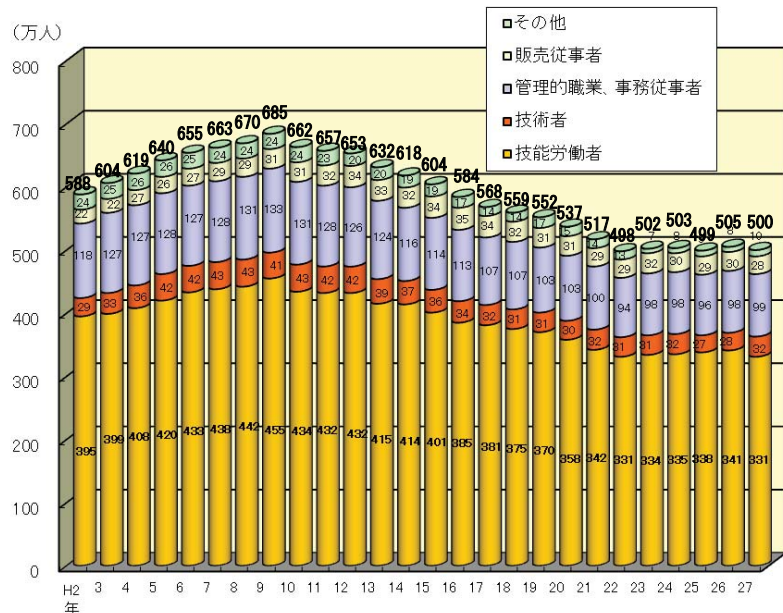
注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能労働者等の推移

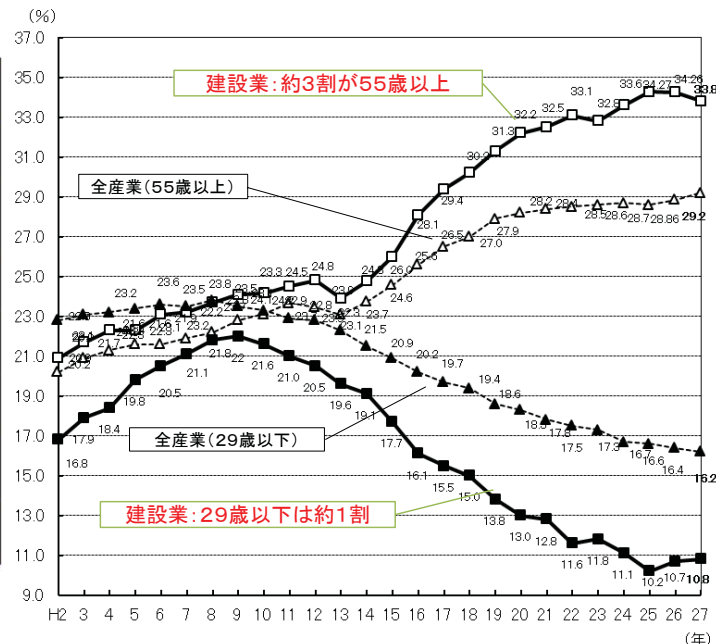
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 500万人(H27)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 32万人(H27)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H27)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

2

公共工事を取り巻く現状 発注者側の現状

- 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時(H4年度)から約26%減。

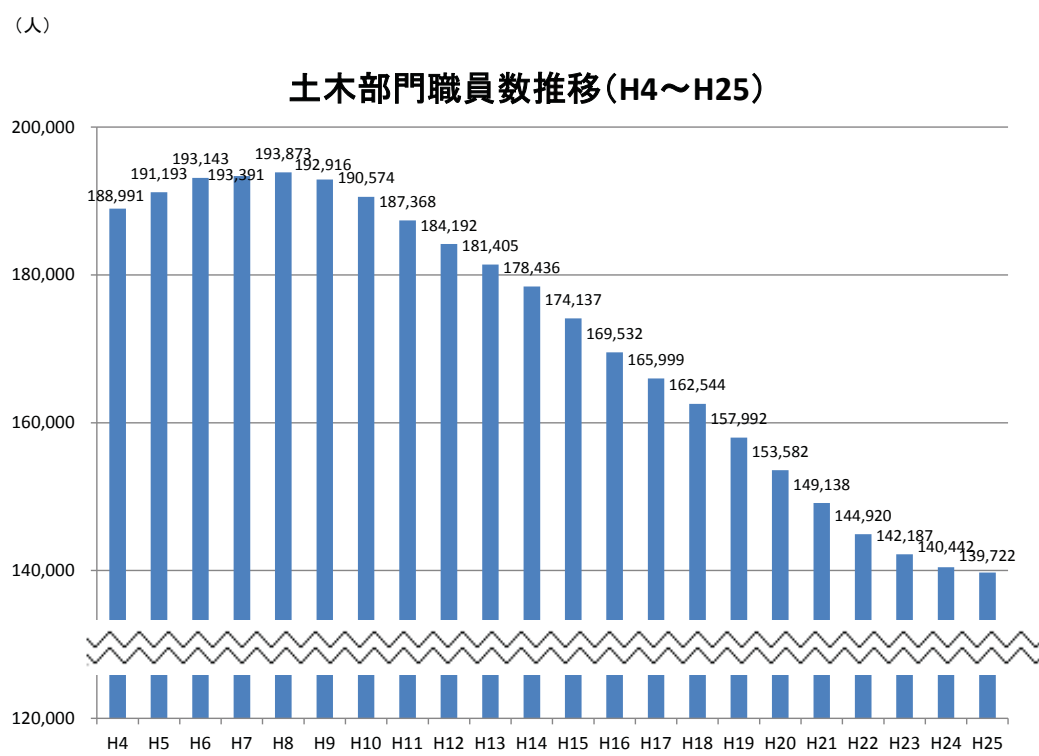
部門別の職員数と増減状況

区分	平成6年度	平成25年度 (H6年度比)
普通行政【うち土木】	1,174,514 【193,143】	909,340 (▲23.6) 【139,722】 (▲28.7)
教育	1,281,001	1,037,527 (▲20.0)
警察	253,994	283,644 (11.7)
消防	145,535	158,948 (9.2)
計	2,855,044	2,389,459 (▲16.3)
公営企業等会計	437,448	363,025 (▲17.0)
合計	3,282,492	2,752,484 (▲16.1)

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等
※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

土木部門職員数推移(H4～H25)



出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」

3

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○(社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。
同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業後



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故（2007年ミネソタ州）】（出典：MN/DOT）



香川・徳島県境無名橋（鋼2径間単純トラス橋）の落橋（2007年）

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

4

品確法の改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{*1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{*2}」、「建設業法」も一体として改正。（全会一致で可決・成立。H26.6.4公布）
※1：公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正（H26.6.4施行）

- 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等
基本理念を実現するため
- 発注者の責務（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等）を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針（H26.9.30閣議決定）

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針（H27.1.30関係省庁申合せ）

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正（H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行）

- ダンピング対策の強化（入札金額内訳書の提出）
- 公共工事の適正な施工（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針（H26.9.30閣議決定）

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正（H27.4.1施行）

（担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行）

- 建設工事の担い手の育成・確保（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- 適正な施工体制確保の徹底（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正（H26.9.19公布、H27.4.1施行）

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正（H26.10.31公布、H27.4.1施行）

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価
- 主任技術者の資格要件の緩和 等

5

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、原則として**事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

6

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）

ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）

発注・施工時期の平準化

- ・建設工事の請負契約の原則（当事者の対等な合意）を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精進度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

運用指針の理解・活用

- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

中部ブロック発注者協議会の取組について

中部ブロック発注者協議会の設置経緯

平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。) 施行

・公共工事の品質確保が、発注者(国、地方自治体、特殊法人等)の責務となった。

平成20年11月「中部ブロック発注者協議会」を設置

・品確法の趣旨を踏まえ、各種施策の「連絡調整」のため中部ブロック発注者協議会を設置

平成26年6月「品確法」の改正

・改正品確法運用指針が策定され、「発注者間の連携体制の構築」が必ず実施すべき事項とされた。

平成26年度「中部ブロック発注者協議会」を法定協議会として体制を強化

・協議会の役割を各種施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し
・全市町村参加の県部会を設置
・申し合わせ

品質確保に関する推進協議会

○発注者支援機関の認定

現在、土木:4、建築:5 者を認定

連携

平成28年度中部ブロック発注者協議会について

各県部会(第1回 : 8月)

幹事会(第1回 : 9月28日)

各県部会(第2回 : 1月)

幹事会(第2回 : 2月14日)

中部ブロック発注者協議会 (2月28日予定)

○自己評価に全国統一の指標を追加して実施

発注関係事務に関する自分の立ち位置を知る事により改善意識を喚起する取り組み

① 適正な予定価格の設定

■最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

■単価の更新頻度

② 適切な設計変更

■設計変更ガイドラインの策定・活用状況

■設計変更の実施工事率

③ 施工時期等の平準化

■平準化率(年度の平均稼働件数、平均稼働金額と4から6月期の平均稼働件数、平均稼働金額の比)

8

平成28年度における自己評価項目(15項目)について

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)		—	
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
	適切な設計変更	(3)	予定価格の事後公表への移行状況	
	発注者間の連携体制の構築	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	(7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化
		(8)	週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用		—	
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
		(10)	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	
その他	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価		—	
		(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除
		(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善
		(13)	建設ICTの導入状況	
		(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等
		(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備

全国の統一した追加指標

中部ブロック独自追加指標

中部ブロックの重点項目

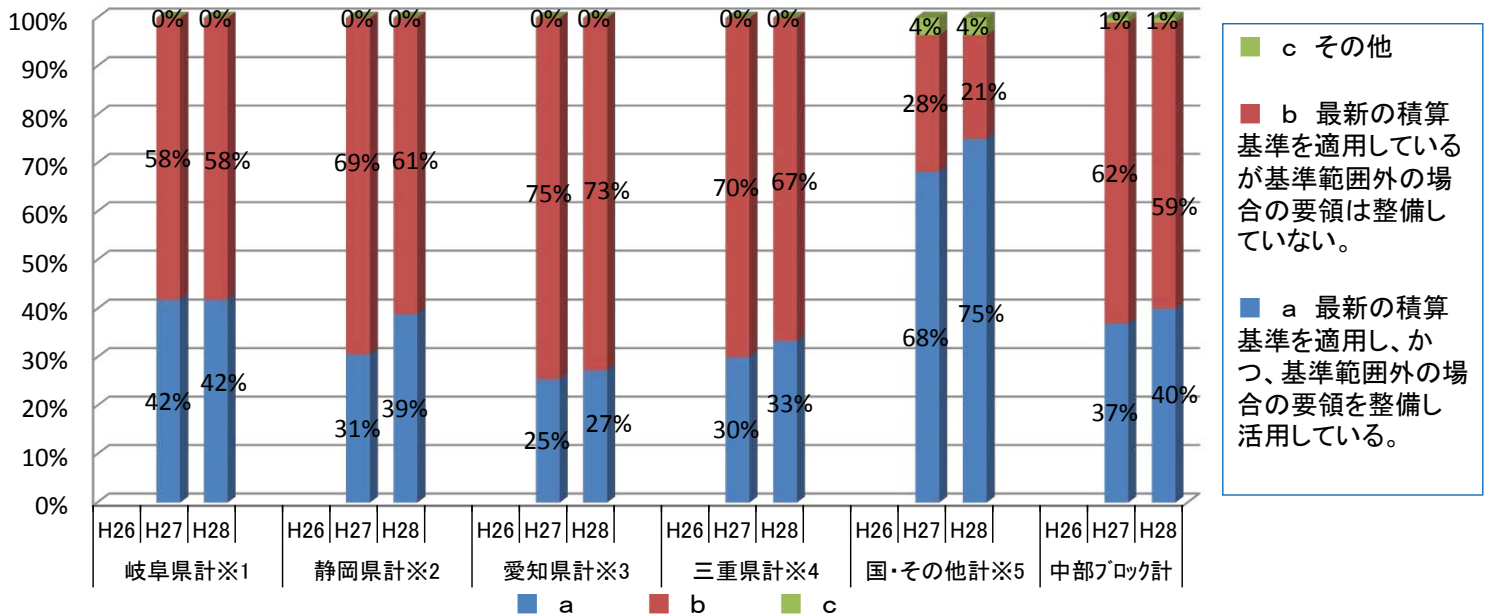
9

◎全国の統一的な指標 (1) 適正な予定価格の設定

(1)－1 最新(1年以内(営繕は2年以内)に更新されている)の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積等の活用)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- ほぼ全ての発注者が最新の積算基準を使用している。
- 積算基準の範囲外の場合は見積りを活用する等の対応要領まで整備しているのは中部全体で約4割程度。



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1:岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2:静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3:愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4:三重県は三重県と29市町村の集計 ※5:国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

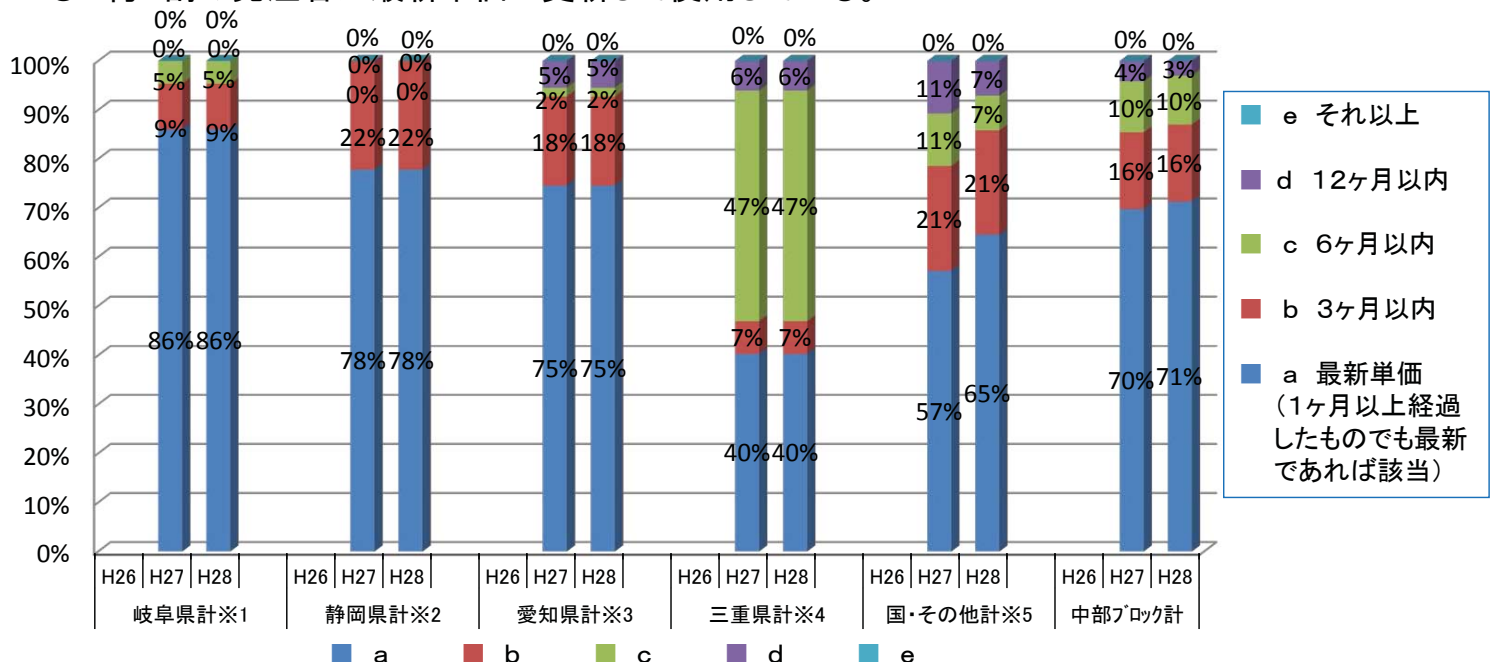
10

◎全国の統一的な指標 (1) 適正な予定価格の設定

(1)－2 単価の更新頻度(物価資料に掲載のあるものを対象とする。)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 約7割の発注者が最新単価に更新して使用している。



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1:岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2:静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3:愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4:三重県は三重県と29市町村の集計 ※5:国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

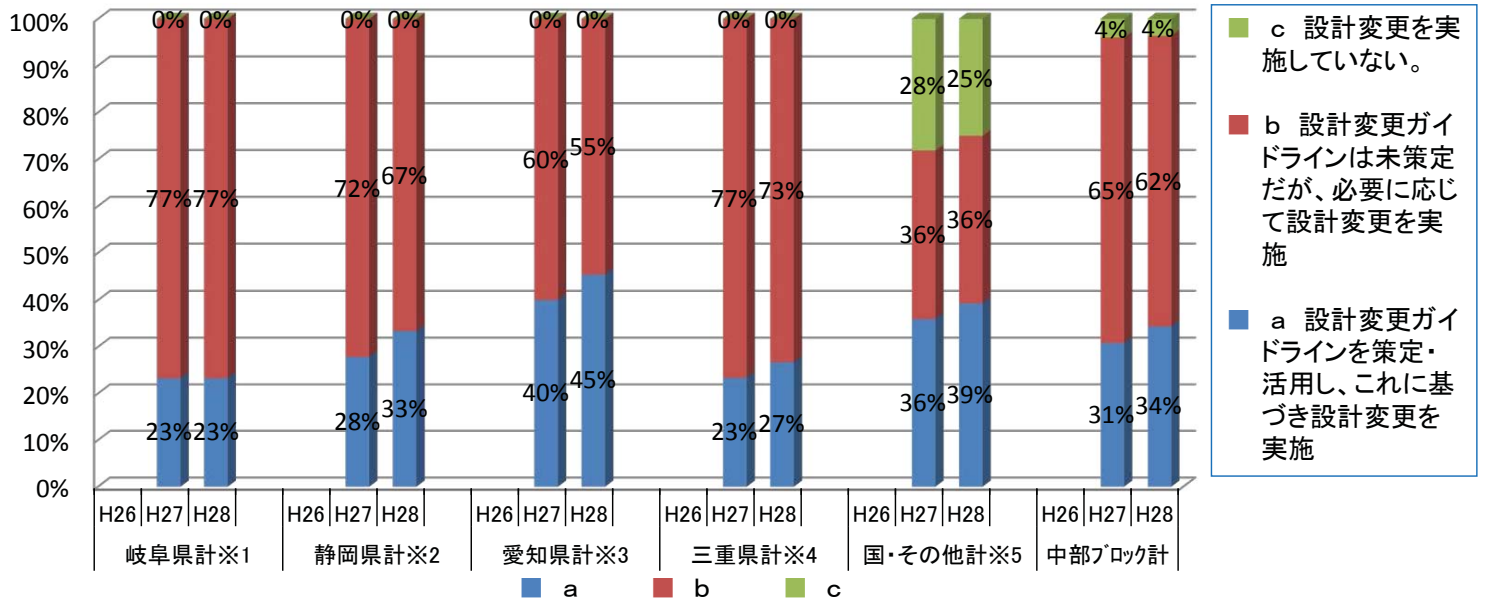
11

(4)－1 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組。

○ 適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備している発注者は約3割で、設計変更は95%以上の発注者が実施している。

適切な設計変更(設計変更ガイドラインの策定・活用状況)



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

・H28は、各発注者が定める目標値

※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計

※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

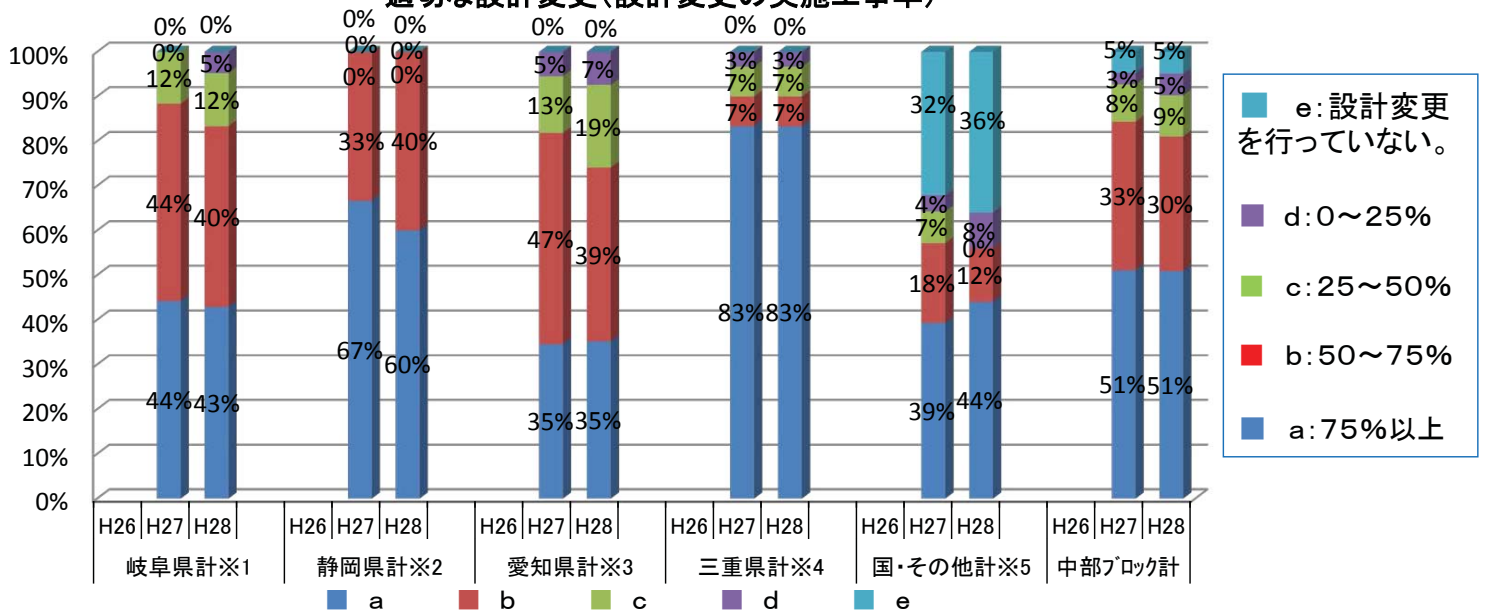
12

(4)－2 設計変更の実施工事率

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組で当該年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率に着目

○ 発注者の約5割が工事件数の75%以上を変更しており、発注者の約3割が50～75%の工事件数を変更している。

適切な設計変更(設計変更の実施工事率)



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

・H28は、各発注者が定める目標値

※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計

※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

13

施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで、人材・機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上に寄与

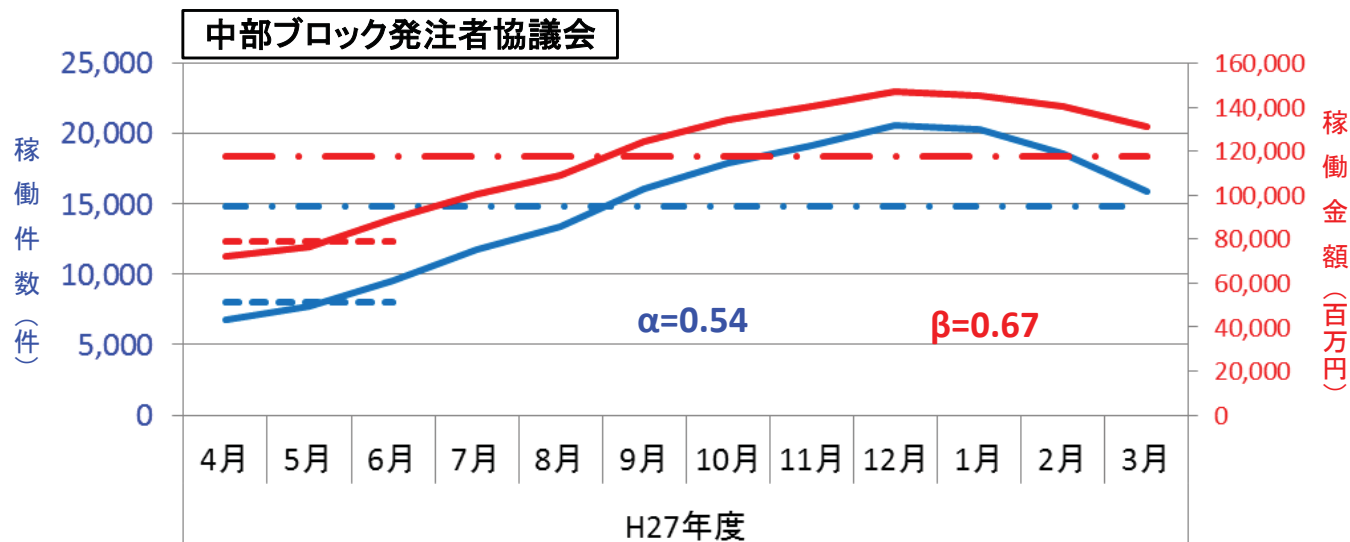
中部地方における公共工事の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数) α : 4～6月期の平均稼働件数 / 年間の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 4～6月期の平均稼働金額 / 年間の平均稼働金額

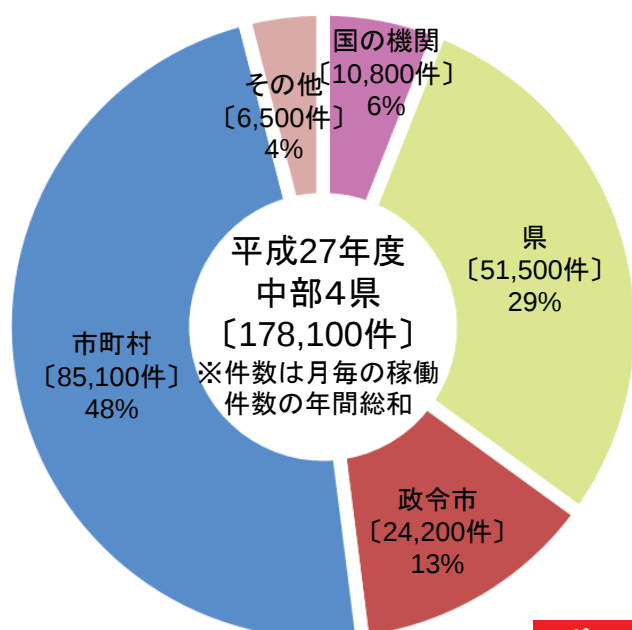
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を月毎に足し合わせたもの



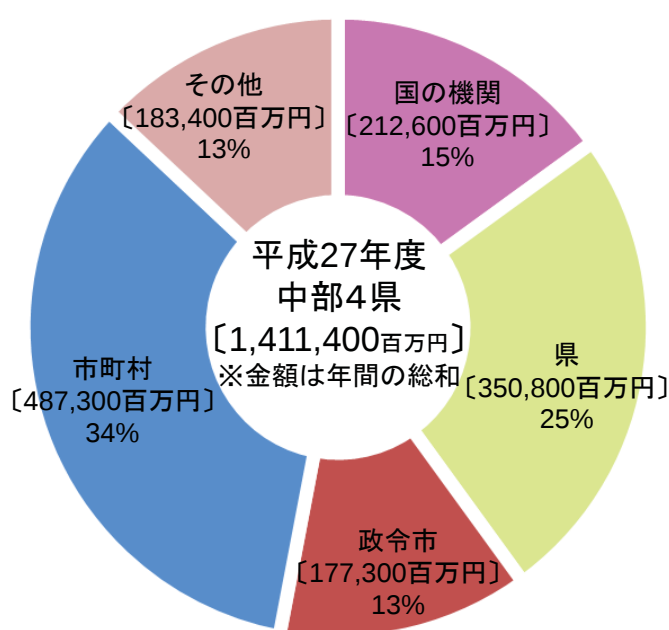
・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

中部4県(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)における公共工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



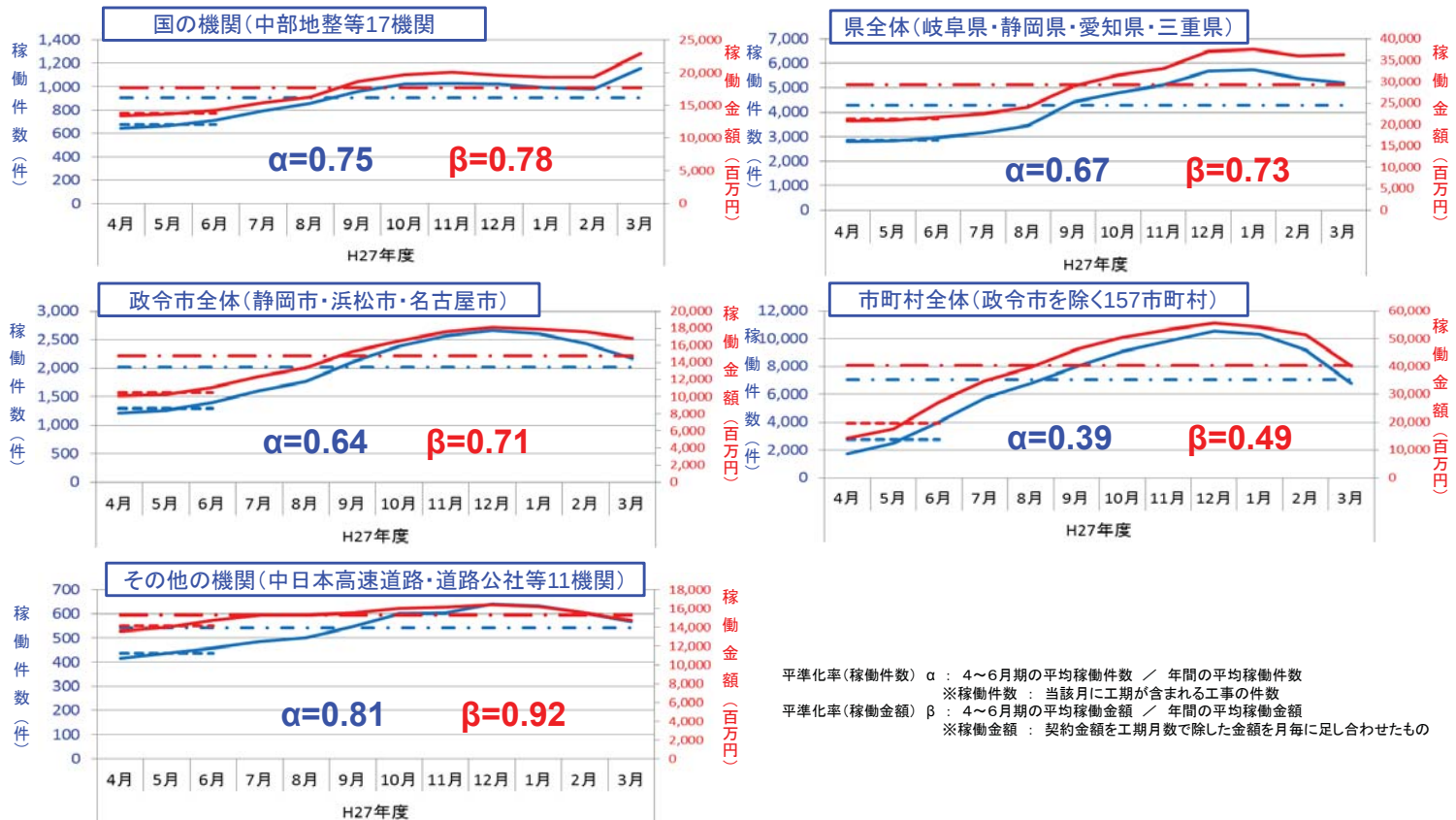
ポイント

中部ブロックの平準化の推進の為には、県、市・町・村での取組が不可欠

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成27年度の平準化の状況(192機関で実施)。

※『その他』は、中日本高速道路・道路公社など。

中部地方における公共工事の平準化状況(組織別)



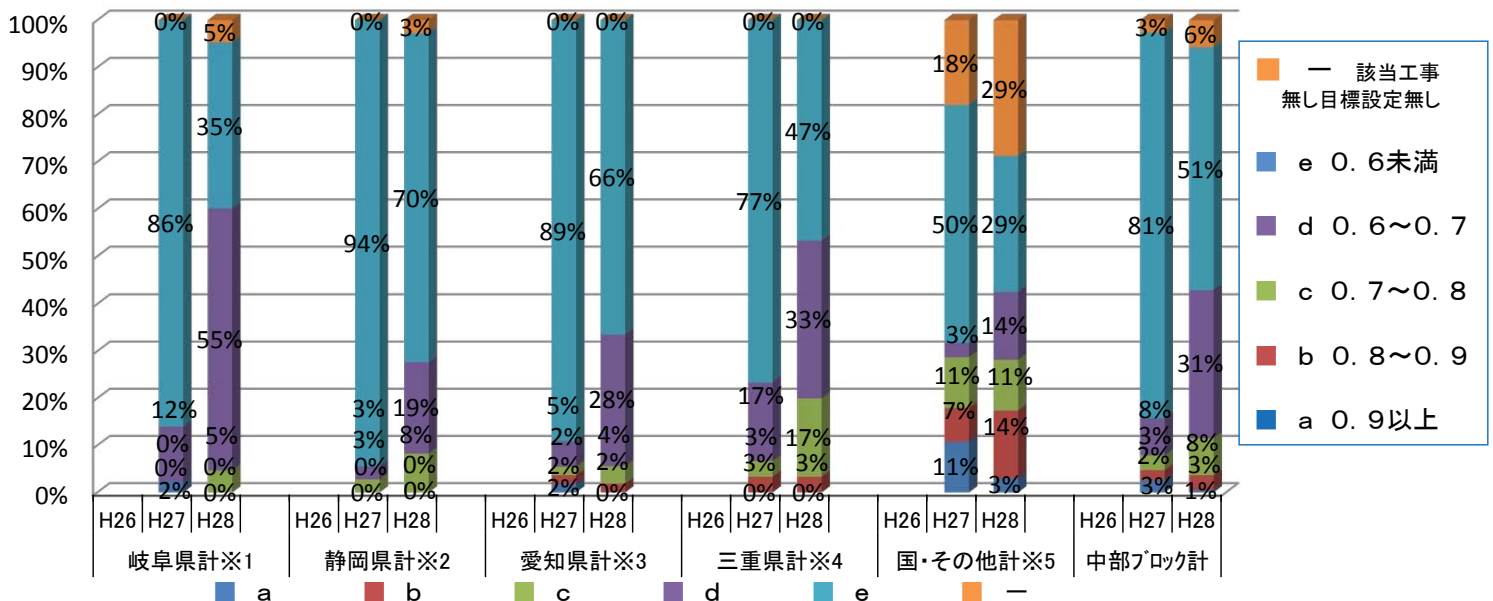
・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

16

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働件数 α) : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
 稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

○ 平成27年度の平準化率(稼働件数)は、8割以上の発注者が0.6未満の状況

施工時期等の平準化(平準化率(稼働件数 α))



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

・H28は、各発注者が定める目標値。

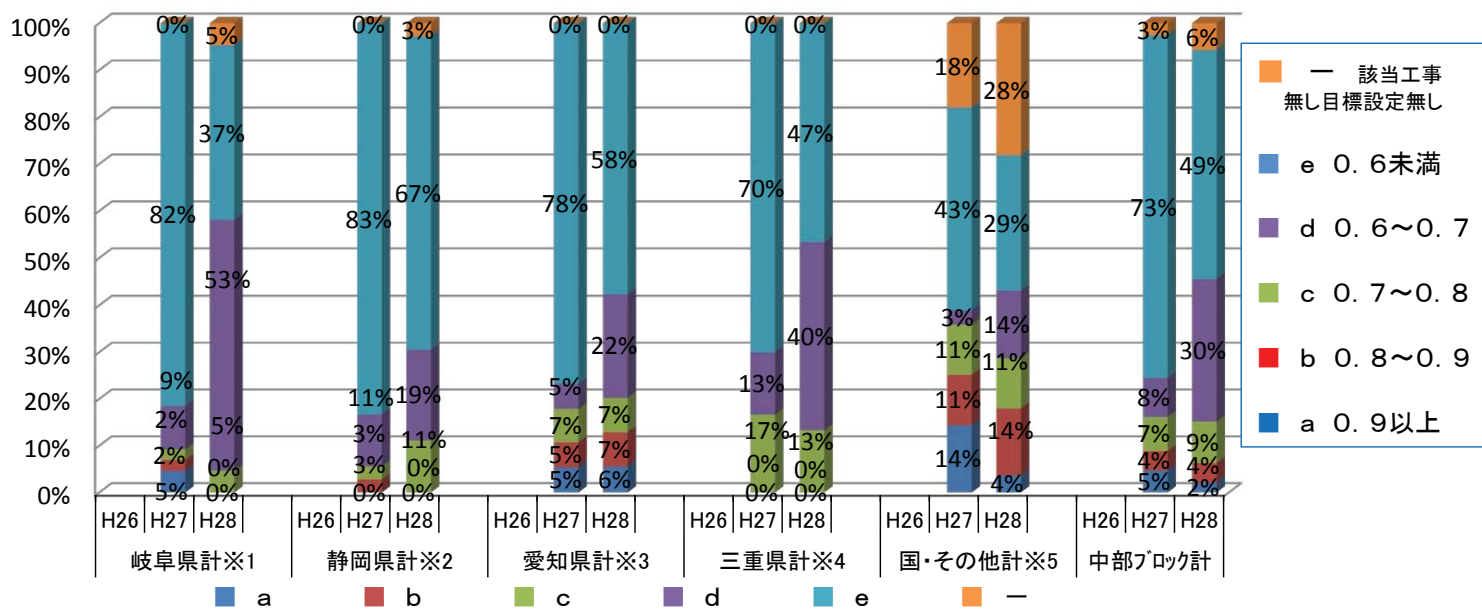
※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計

※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

17

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働金額 β) : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

- 平成27年度の平準化率(稼働件数)は、7割以上の発注者が0.6未満の状況
施工時期等の平準化(平準化率(稼働金額 β))



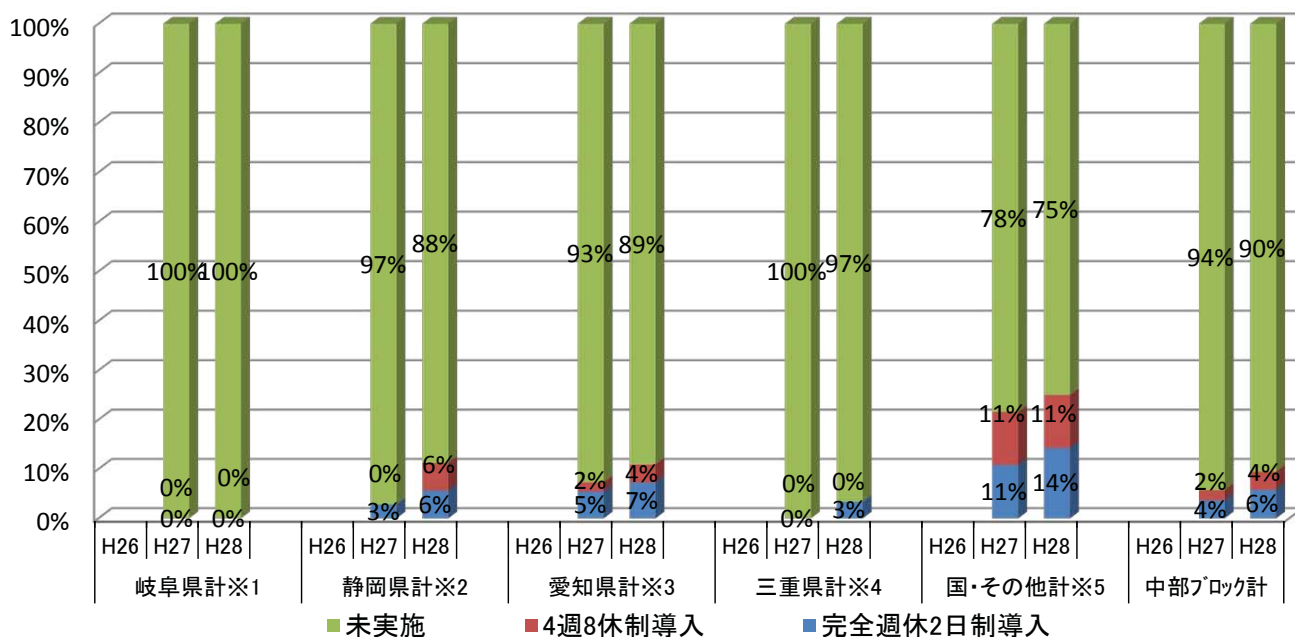
・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
・H28は、各発注者が定める目標値。
※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

18

- ◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日制工事の推進を図る取組。

- 平成27年度の実績で、週休2日制工事の導入は全発注者の1割未満の状況

週休2日制工事の実施状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
・H28は、各発注者が定める目標値
※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

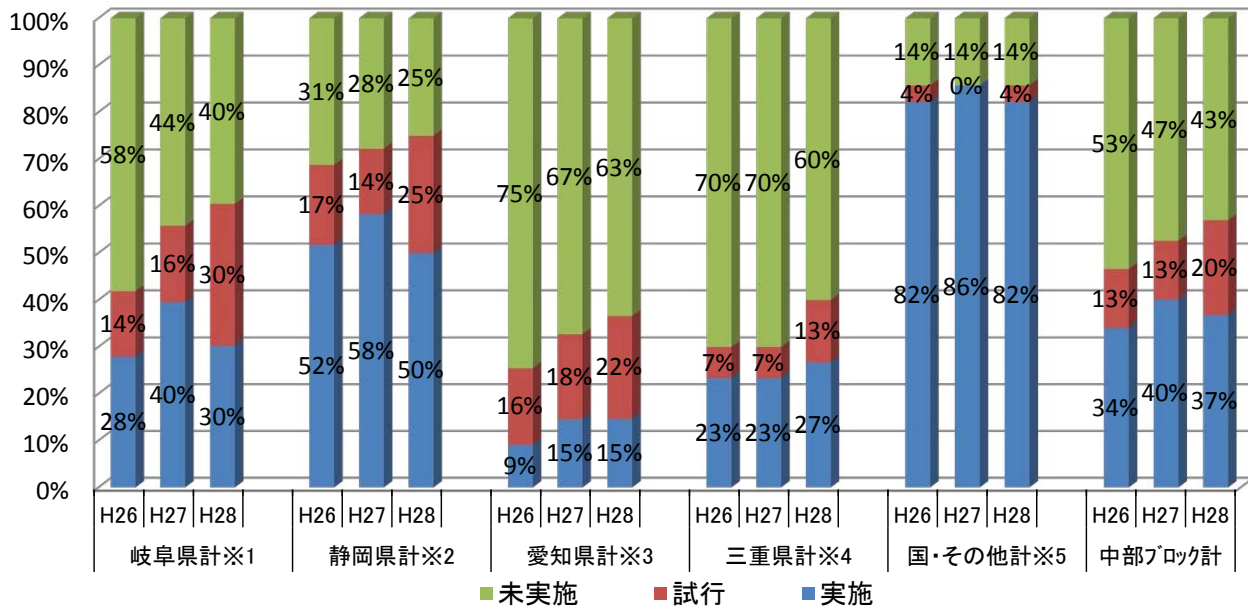
19

○中部の重点項目 (2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組。

○ 平成28年4月1日に調査基準が見直された為、実施の率は下がったものの、試行で対応されており、全体的には進捗している。静岡県では、約8割が実施(試行含む)、中部ブロック全体では、約6割(試行含む)が実施。

低入札価格調査基準価格の見直し状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

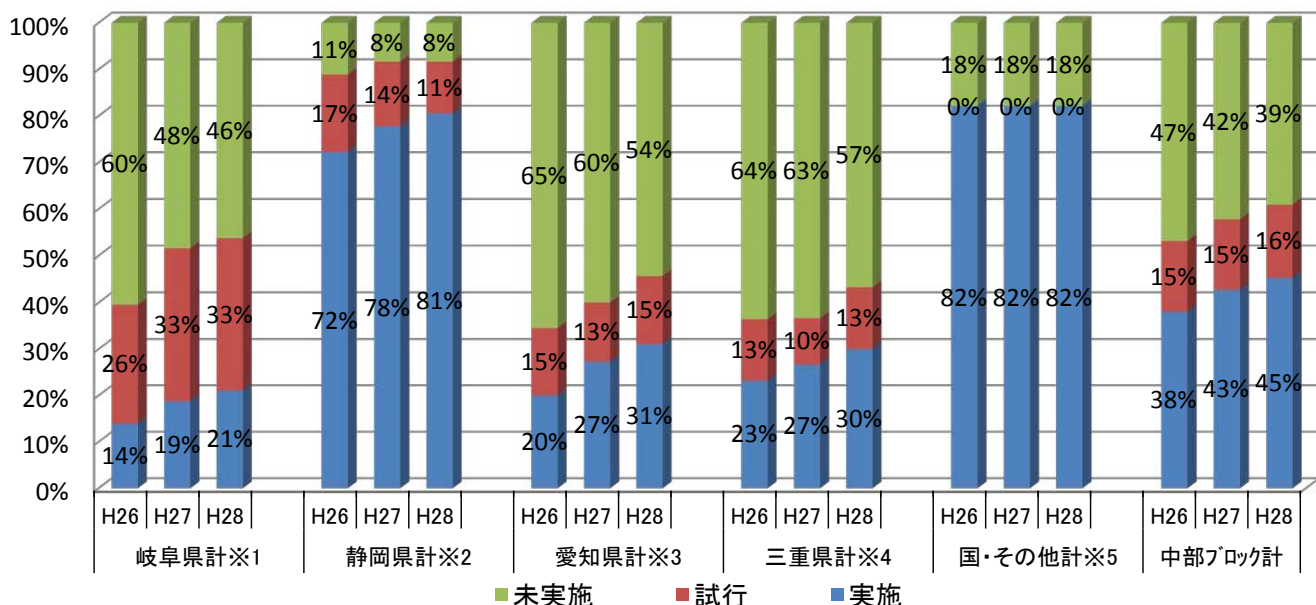
20

○中部の重点項目 (3) 予定価格の事後公表への移行状況

◇ 適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態や、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねることのないよう、事前公表を事後公表に移行する取組。

○ 静岡県では、約9割、中部ブロック全体では、約6割が移行。

予定価格の事後公表への移行状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

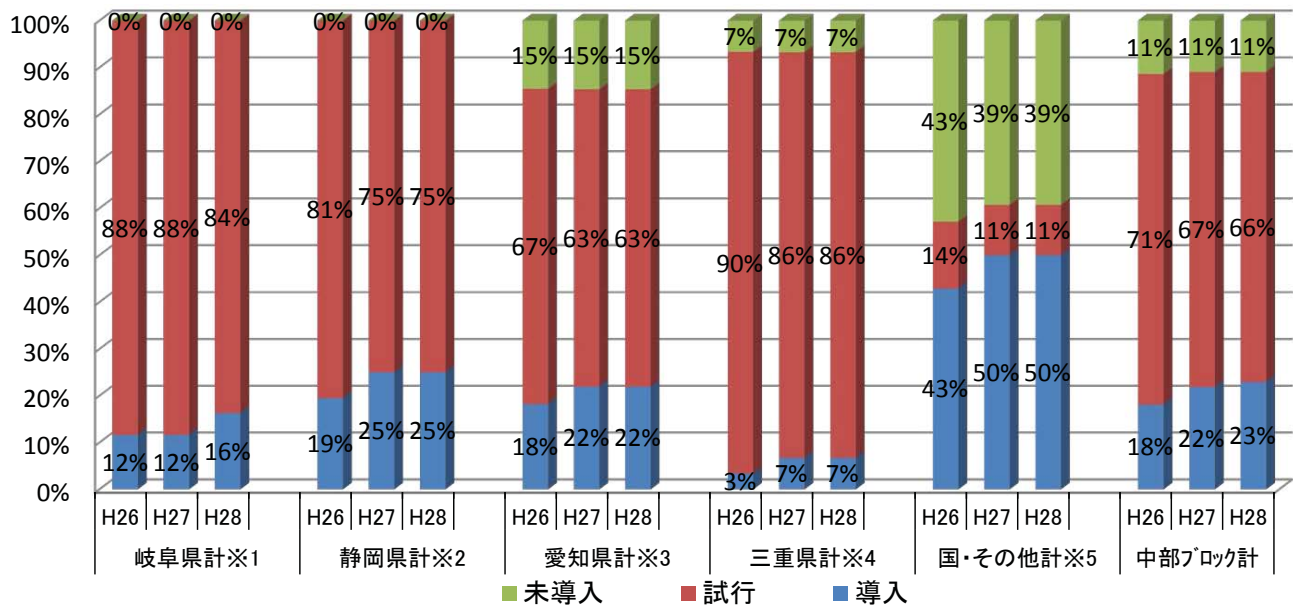
21

○中部の重点項目 (5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組。

- 岐阜県、静岡県では、全ての発注者が総合評価落札方式を導入(試行を含む)
- 中部ブロック全体では、約9割が導入(試行含む)

総合評価落札方式の導入状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

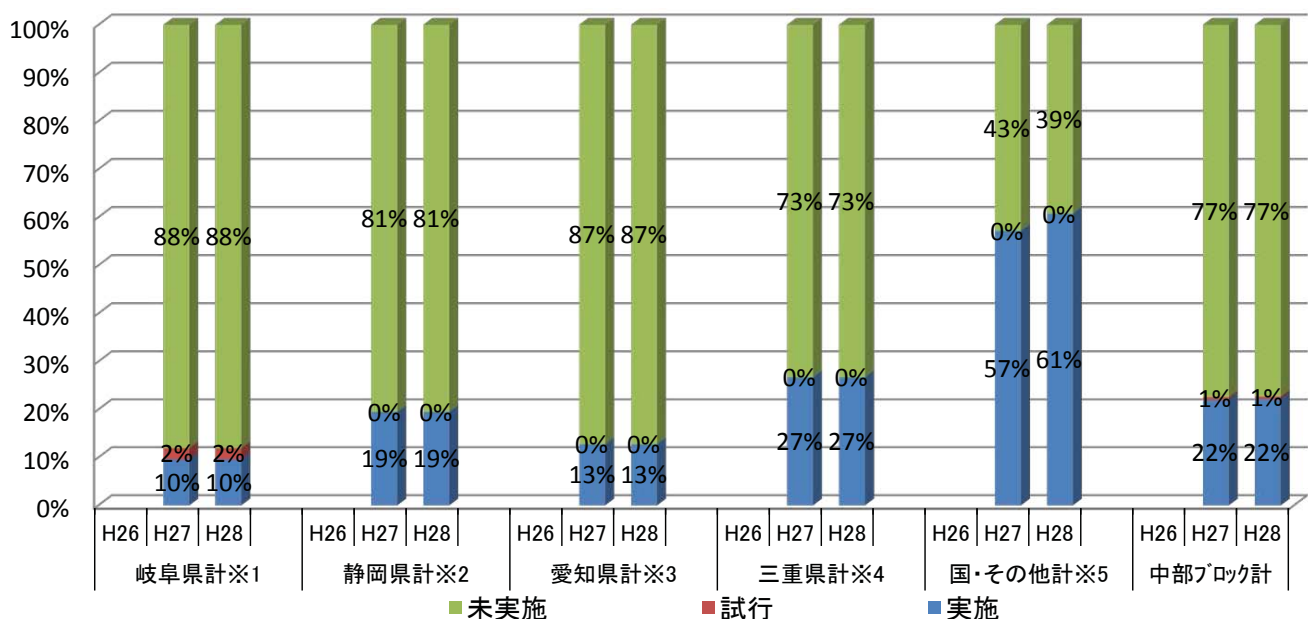
22

○中部の重点項目 (11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関等の設置状況

◇ 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備する取組。

- 中部ブロック全体における第三者機関の設置状況は、約2割程度(試行含む)

受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

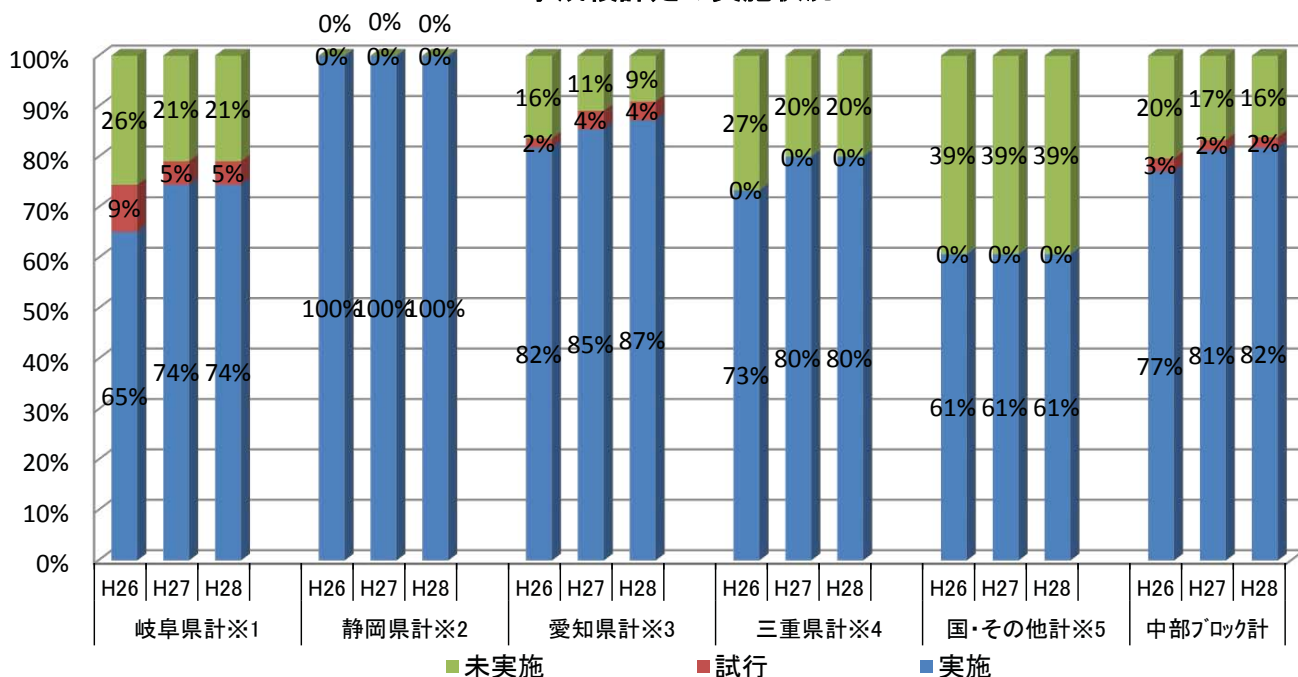
23

○中部の重点項目 (14) 工事成績評価の実施状況

◇ 適切な工事評価の実施により、不良不適格業者の排除や構造物の品質向上を図る取組。

○ 静岡県では全ての自治体を実施。中部ブロック全体では約8割が実施。

工事成績評価の実施状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

・H28は、各発注者が定める目標値

※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計

※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

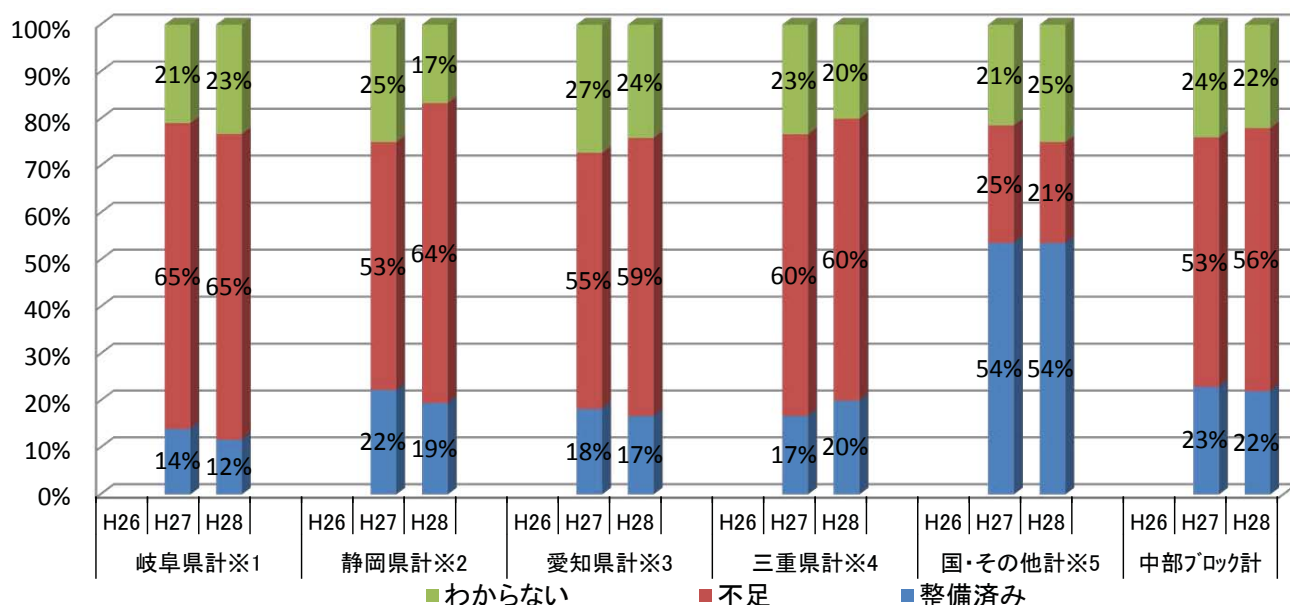
24

○中部の重点項目 (15) 自らの体制整備の状況

○ 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、困難な場合は発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するという取組。

○ 自らの体制の状況を自己評価しており、「整備済み」と評価しているのは全体の2割程度である。

自らの体制整備の状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)

・本調査は自らの体制の状況を自己評価したものである。

※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計

※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

25

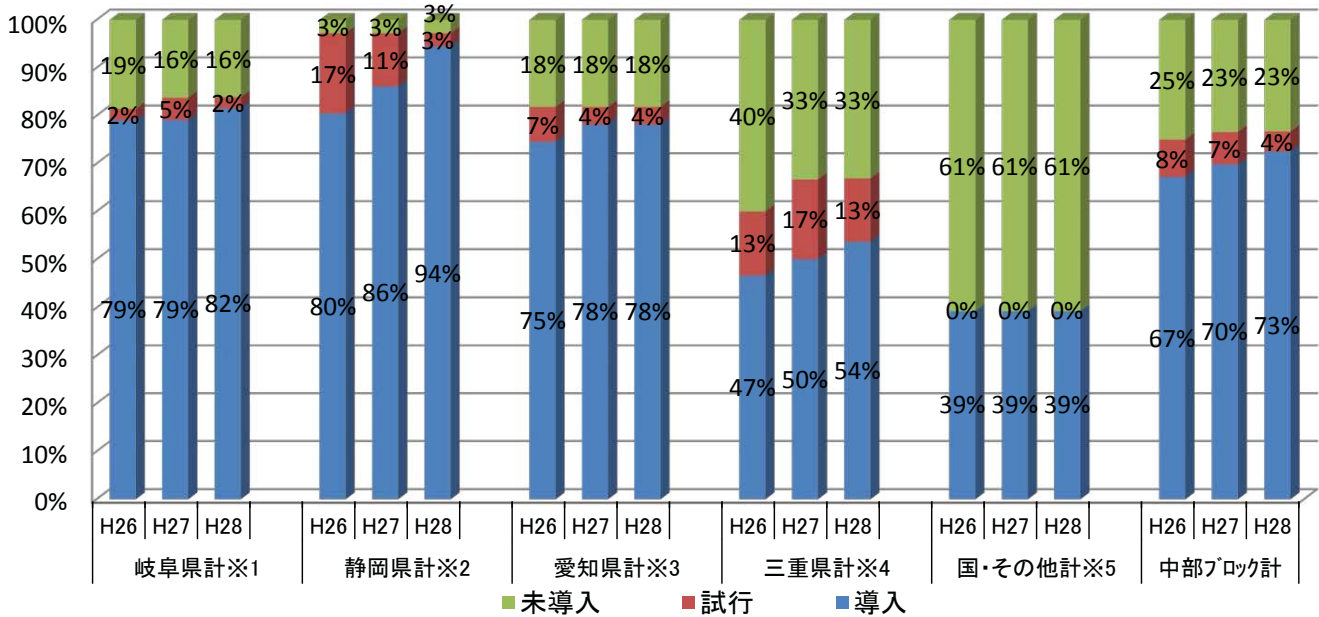
(6) 地域貢献の評価状況

◇ 地域精通度及び地域貢献度を適切に評価し、地元企業の育成を図る取組。

○静岡県では試行も含め9割以上が導入。

○中部ブロック全体では、約8割が導入。

地域貢献の評価状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値。
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

26

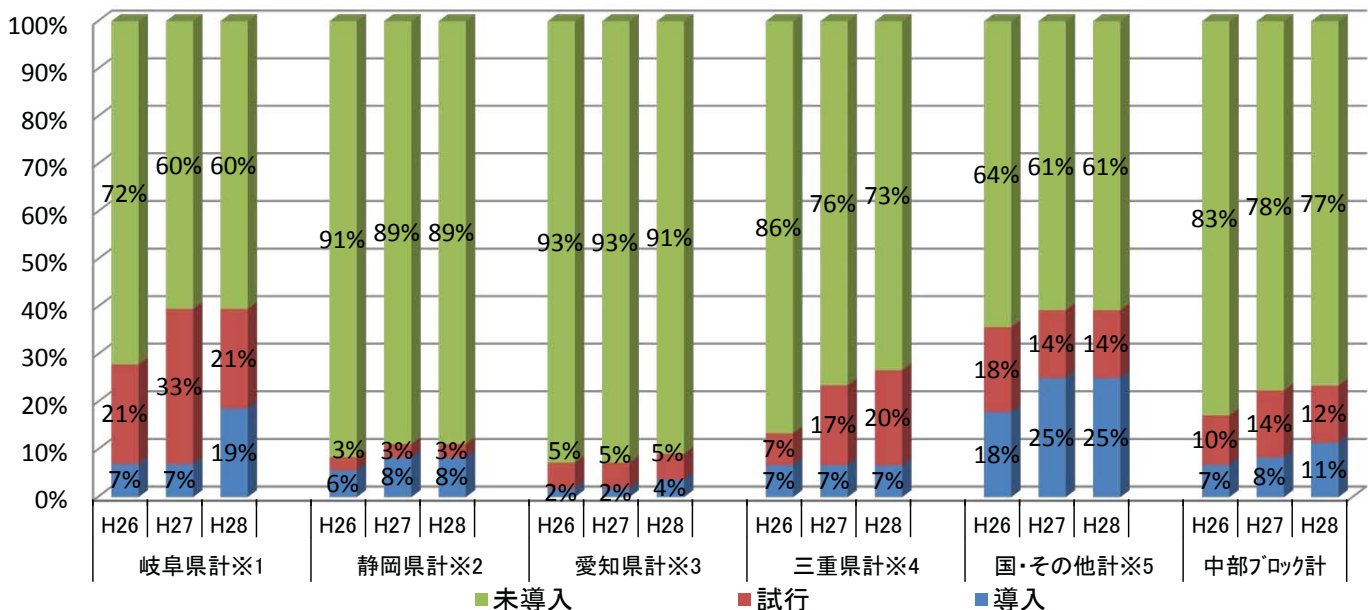
(9) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況

◇設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議の開催や各発注者は受注者からの協議等について速やか、かつ適切な回答を行うという取組。

○岐阜県では4割(試行含む)が導入している。

○中部ブロック全体では2割(試行含む)程度の導入状況。

ワンデーレスポンスまたは3者会議の導入状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

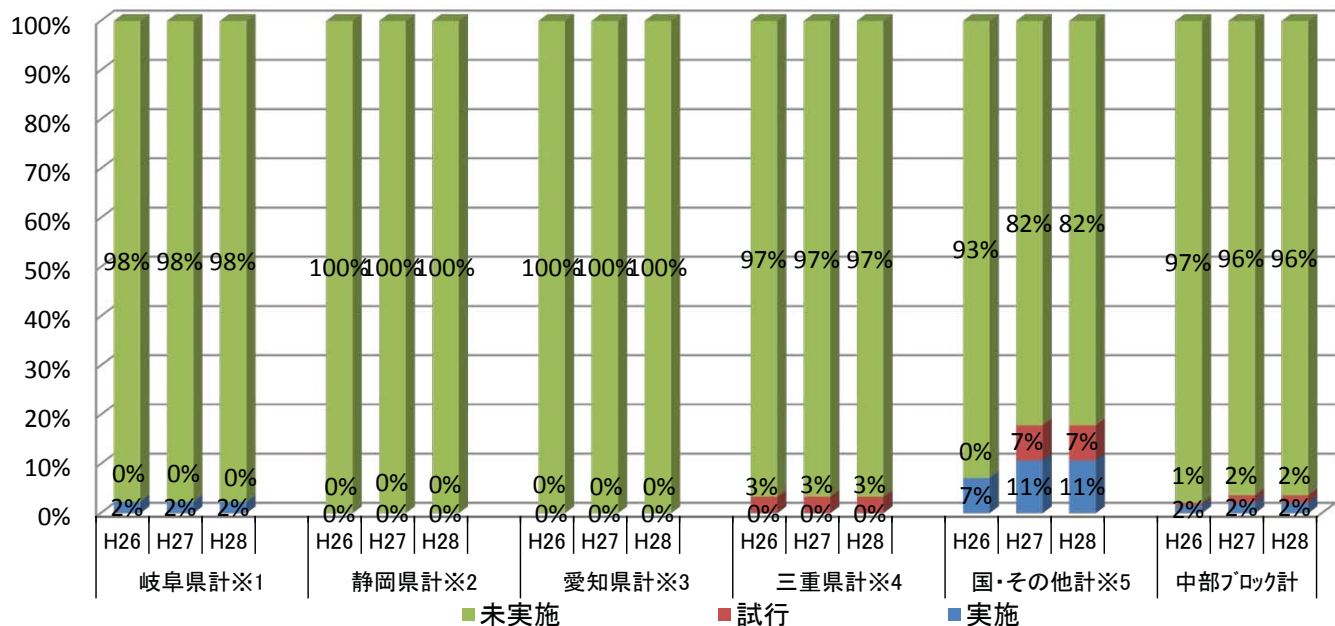
27

(10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)

◇ 受発注者間の工事情報を共有化することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組。

○殆どで未実施であり、中部ブロック全体でも試行を含め4%程度しか実施されていない。

受発注者間の工事情報の共有状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

28

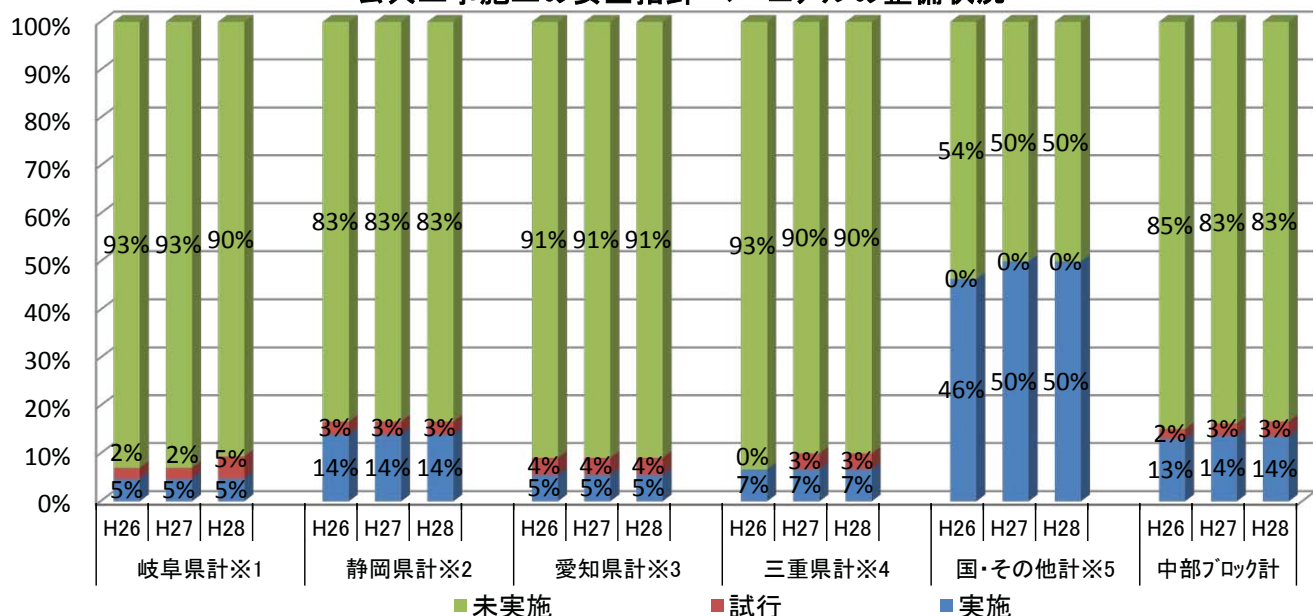
(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況

◇ 公共工事施工の安全指針やマニュアルを整備することにより、安全対策の強化を図り、公衆災害事故、工事関係者事故を無くすことにより、もって工事品質の向上を図る取組。

○最も整備が進んでいる静岡県でも試行を含め17%の整備状況

○中部ブロック全体も同様で17%の整備状況

公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町村の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町村の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

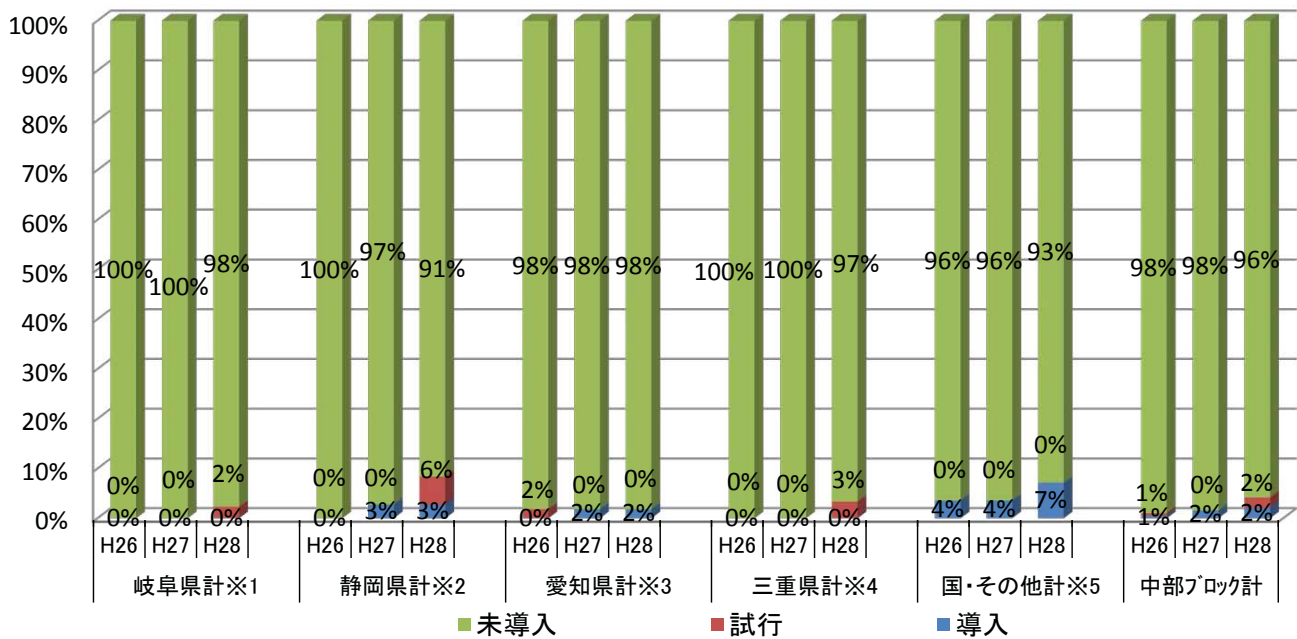
29

(13) 建設ICTの導入状況

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

○中部ブロックにおいては殆ど導入されていない状況。

建設ICTの導入状況



・中部ブロック発注者協会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(192機関で実施)
 ・H28は、各発注者が定める目標値
 ※1: 岐阜県は岐阜県と42市町村の集計 ※2: 静岡県は静岡県と35市町の集計 ※3: 愛知県は愛知県と54市町村の集計
 ※4: 三重県は三重県と29市町の集計 ※5: 国・その他は国の機関と特殊法人等28機関の集計

各機関の取組状況について

平成29年2月

中部ブロック発注者協議会

中部地方整備局の取組について

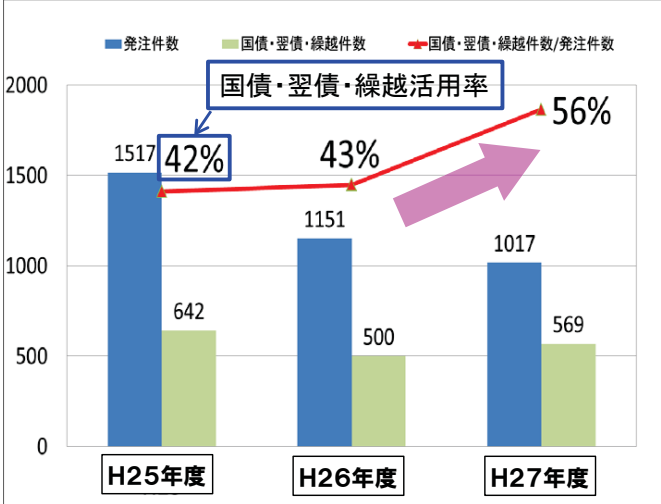
- 1) 施工時期の平準化について
- 2) 完全週休2日制工事について
- 3) i-Constructionについて

平成29年2月

中部ブロック発注者協議会

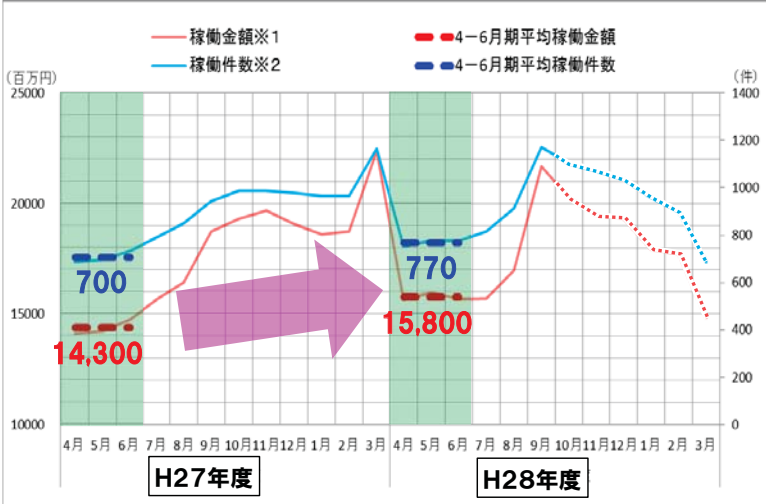
- ・工事量・施工時期の平準化により、効率的な人員・機材配置が可能
- ・引き続き、国債・翌債・繰越の活用を推進中(H27年度実績:約6割)
- ・4～6月の平均稼働件数・金額は、H27年度に比べH28年度は増加

1. 国債・翌債・繰越活用状況



※1 実績件数(港湾工事除く)

2. 発注工事の月毎の稼働状況



- ※1 稼働金額・・・工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額
- ※2 稼働件数・・・工期に当該月が含まれている工事の総件数
- ※3 H28は9月末時点の暫定値(港湾工事除く)
- ※4 H28.10以降はPPIより算出

2

2)完全週休2日制工事について

課題：若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されている。
→建設産業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして
完全週休2日制工事を試行

入札段階		内 容	
○完全週休2日について選択申請	「完全週休2日制」を実施する入札参加者は、「完全週休2日」の確保が確認できる「概略工程表」を参加申請時に提出 ※実施については、各者の任意選択		
○施工体制確認型総合評価	提出された概略工程表をもとに「完全週休2日」が可能と判断される者は、「 <u>施工体制確保の確実性</u> 」にて優位に評価		
施工段階		内 容	
○受発注者間で工程管理を共有	工事管理スケジュール表(仮称)や進捗状況が把握できる工程表を作成し、受発注者間で工程を調整および共有		
完成段階		内 容	
○取得率を工事成績に反映	申請時に「完全週休2日制」を申請し評価された者において、「完全週休2日」の取得率が80%未満の場合は、工事成績評定にて最大10点の減点(ただし、受注者の責による場合のみ)。		

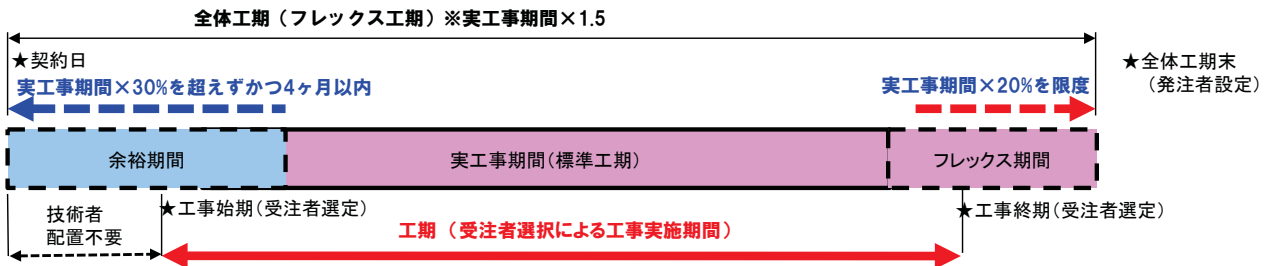
評 価 基 準 (一部文中略)		配 点	得 点
適切な施工体制が十分確保され、要求要件を確実に実現できると認められ、「 <u>完全週休2日</u> 」を実施する場合		15点	/15点
適切な施工体制が概ね確保され、要求要件を確実に実現できると認められる場合		5点	
適切な施工体制が十分確保され、要求要件を確実に実現できると認められ、「 <u>完全週休2日</u> 」を実施しない場合			
その他		0点	

工 種	平成26年度 (週休2日・ 工期調整等併用工事)	平成27年度 (完全週休2日 確保工程調整工事)	平成28年度 (完全週休2日 確保工程調整工事)
一般土木	2件	3件	26件
As舗装	なし	なし	3件
鋼橋上部	なし	2件	なし
その他	1件	なし	5件
合計	3件	5件	34件

3

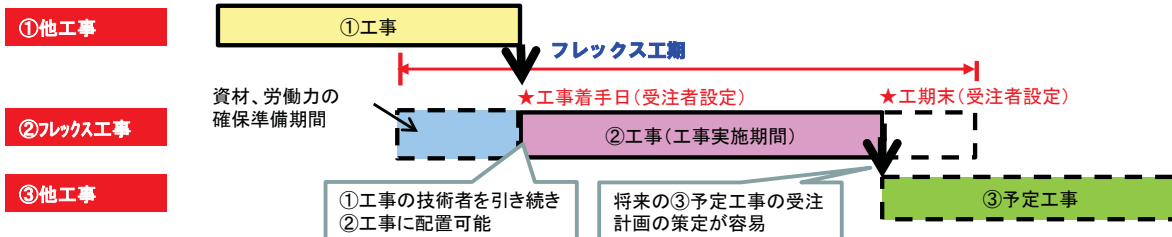
フレックス工期とは

○発注者が設定する余裕を含む工期において、受注者が任意で工事実施期間を選定出来るもの。



フレックス工期のメリット

○受注者にとって効率的な技術者・機材の配置、資材、労働力確保等計画的準備が可能となる。



平成27年度試行工事

■岐阜県内・静岡県内・三重県内の5工事にて試行工事を実施中(平成28年度末完成予定)

平成28年度試行工事

【継続】試行工事の継続 (約2件試行)

【新規】完全週休2日+フレックスを併せた試行工事(フレックス試行工事のうち完全週休2日対応可能案件 約1件試行)

4

3)i-Constructionについて ~建設現場の生産性向上の取り組み~

今こそ生産性向上のチャンス

労働力過剰を背景とした生産性の低迷

- バブル崩壊後、建設投資が労働者の減少を上回って、ほぼ一貫して労働力過剰となり、省力化につながる建設現場の生産性向上が見送られてきた。

生産性向上が遅れている土工等の建設現場

- トンネルなどは、約50年間で生産性を最大10倍に向上。一方、土工やコンクリート工などは、改善の余地が残っている。(土工とコンクリート工で直轄工事の全技能労働者の約4割を占める)(生産性は、対米比で約8割)

依然として多い建設現場の労働災害

- 全産業と比べて、2倍の死傷事故率(年間労働者の約0.5%(全産業約0.25%))

予想される労働力不足

- 技能労働者約340万人のうち、約110万人の高齢者が10年間で離職の予想

- 労働力過剰時代から労働力不足時代への変化が起こりつつある。
- 建設業界の世間からの評価が回復および安定的な経営環境が実現し始めている今こそ、抜本的な生産性向上に取り組む大きなチャンス

プロセス全体の最適化

施工の情報化

- 測量・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新までの全てのプロセスにおいてICT技術を導入

規格の標準化

- 寸法等の規格の標準化された部材の拡大

施工時期の平準化

- 2カ年国債の適正な設定等により、年間を通じた工事件数の平準化

プロセス全体の最適化へ

従来: 施工段階の一部

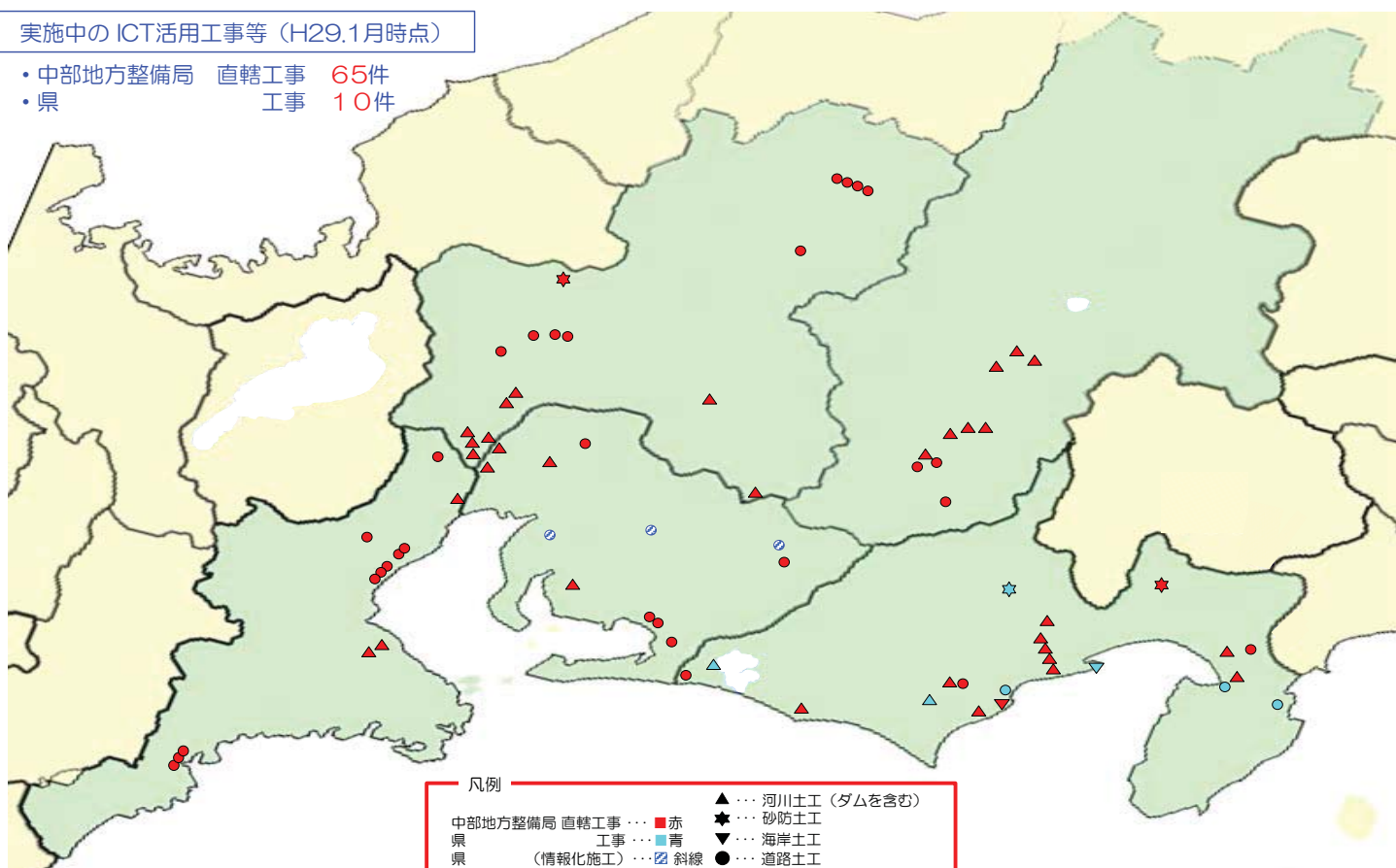
今後: 調査・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新まで

i-Constructionの目指すもの

- 一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善
- 建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場に
- 死亡事故ゼロを目指し、安全性が飛躍的に向上

実施中の ICT活用工事等（H29.1月時点）

- ・中部地方整備局 直轄工事 65件
- ・県 工事 10件



8

東海農政局の取組について

平成29年2月

東海農政局の取組

必ず実施すべき事項

○予定価格の適正な設定

公共工事設計労務単価、土地改良工事積算基準等の最新単価・歩掛を適用して予定価格を設定している。

特に、2月から適用している最新の公共工事設計労務単価の適切な運用に努めている。

○歩切りの根絶

局契約工事、専決工事とも歩切りは行っていない。

○低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

予定価格1千万円を超える工事において、低入札価格調査制度を適用している。

○適切な設計変更

現場条件の明示を徹底し、工事着手時において、契約内容及び工程等について受発注者間で確認・協議を行っている。設計変更を行う場合には、設計変更の内容、工程等について、同様に確認・協議し、適正に設計変更を行っている。また、確認・協議時には「工事の設計変更事例集」(平成28年2月)の活用を図っている。

10

東海農政局の取組

実施に努める事項

○工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

価格、技術的工夫の余地により総合評価方式を選択している。

○発注や施工時期の平準化

国債工事の活用、第1四半期での契約により施工時期の平準化に努めている。

○見積りの活用

標準積算と実勢価格が乖離することが想定される工事については、見積活用方式を活用し、農業水利施設の補修・補強工事の積算については、歩掛見積を活用している。

○受発注者の情報共有、協議の迅速化

工事における受発注者間のコミュニケーションの円滑化、事務負担の軽減化を目的として、情報共有システムの活用を試行している。

11

平成28年度岐阜県部会の取組について

平成29年2月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

12

平成28年度岐阜県部会の取組について(1/11)

岐阜県部会の開催

【第1回】

- 開催日：H28.8.24
- 主な内容：
 - (1) 平成27年度中部ブロック発注者協議会の取組について
 - (2) 平成28年度中部ブロック発注者協議会における重点施策の設定について(自己評価における評価項目の追加等の提案)
 - (3) 自己評価の重点項目の取組推進に関するアンケート実施の提案

【第2回】

- 開催日：H29.1.31
- 主な内容：
 - (1) 平成28年度中部ブロック発注者協議会の取組について
 - (2) 「発注見通しとりまとめ版」の取り組みについて
 - (3) 発注者支援機関の活用状況について
 - (4) 平成28年度岐阜県部会の取り組みについて

運用指針講習会の開催

- | | | |
|----------------|----------------|-----------------------|
| 1. 岐阜地区 | 2. 岐阜地区 | 3. 高山市 |
| ・開催日：H28.8.24 | ・開催日：H28.8.29 | ・開催日：H28.8.26 |
| ・開催場所：全建総連厚生会館 | ・開催場所：ふれあい福寿会館 | ・開催場所：高山市役所 |
| ・参加人員：56人 | ・参加人員：24人 | ・参加人員：40人(対象：高山市役所職員) |

発注関係業務に係る研修の開催

県及び県内市町村職員が発注支援業務機関である(公財)岐阜県建設研究センター開催の研修に参加
各市町村において、契約業務、監督員、検査員を対象とした職員研修を実施
(大垣市、高山市、多治見市、可児市、御嵩町の5市町村から情報提供あり)

建設業団体等との意見交換会

岐阜県

主に各地の建設業協会との意見交換会を実施

県内市町村

主に各市町村の建設関係団体等との意見交換会を実施

(岐阜市、高山市、多治見市、中津川市、恵那市、可児市、本巣市、郡上市、下呂市、輪之内町、御嵩町の11市町村から情報提供あり)

主な意見

中長期的な予算の確保

経営が安定する持続的な予算の確保、若年労働者及び女性技術者の雇用育成のためにも予算確保が必要

建設産業の担い手確保・育成

建設産業の担い手確保・育成に対しての長期的な支援

工事の平準化

フレックス工期・債務負担の活用等による発注の平準化、早期発注

設計・積算・単価

市場価格の動向に合わせたきめ細かい単価の対応、現地・実状にあった歩掛りの採用・積算計上
主要資材の地区別単価の設定、適正な見積もり期間の設定、適切な設計変更

その他

提出書類の簡素化、県の基準(低入札制度など)を参考にした市町村における入札制度の改善
発注見通しのHPでの公表、社会保険未加入対策の徹底、災害発生時の役割分担の徹底

【岐阜県における発注関係事務の運用に関する指針の取り組み状況について】

(1)「必ず実施すべき事項」について

○予定価格の適正な設定(実態を反映した積算、最新の積算基準適用)

1. 積算について

最新状況を反映した設計積算システムを運用している。

2. 単価について

資材単価は、市場の実勢価格を調査したうえで、毎年4月の全面改訂と10月の部分改訂(使用頻度の高い資材及び物価資料掲載資材)を行っている。平成27年度からは、従来の4月、10月に行っていた主要資材の改訂に加え、7月と1月にも行い、年4回の改訂を実施することとした。なお、主要な資材(油類、生コンクリート、石材類、アスファルト合材、橋梁用鋼材)については、5%以上の大幅な変動があった場合には、随時改訂することとしている。また、平成28年度からは、従来の資材単価に加え、工事施工・委託業務歩掛の予定価格算出に係る見積依頼についての運用を定めた。

○低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等(予定価格の事後公表など)

低入札価格調査制度等について

予定価格1億円以上において低入札価格調査制度、予定価格1億円未満において最低制限価格制度(ただし、総合評価方式の場合はすべて低入札価格調査制度)を適用している。

予定価格の事後公表について

建設4部(農政部・林政部・県土整備部・都市建築部(※1))において、予定価格8000万円以上の総合評価方式で試行を行っている。
(※1)都市建築部においては、建築、電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備を除く。)

○適切な設計変更

変更事務処理要領(内部用)に基づき、適切に実施しているが、さらに受注者との対等な立場で設計変更を行えるよう、設計変更ガイドライン(公表用)を策定。

○発注者間の連携体制の構築

県及び県内市町村が、公共事業執行に係る諸事務を共同化することにより、公共事業の効率化と各自治体の公平性及び透明性を図ることを目的として、平成19年11月に県及び県内全市町村が参画した「岐阜県公共事業執行共同化協議会」(以下「同協議会」という。)を設立した。

同協議会においては、以下の取り組み等を行っている。

- ・総合評価に関する情報共有及び共同会議(学識経験者への意見聴取)
- ・岐阜県市町村橋梁長寿命化修繕計画検討会の設置(維持管理計画の策定・推進)
- ・人材育成(技術職員を対象とした研修を実施し、技術力を向上)

また、国(中部地方整備局)との連携を図るため、国及び県で平成20年11月に設立した「中部ブロック発注者協議会」において、その下部組織として、平成26年10月に同協議会を「中部ブロック発注者協議会岐阜県部会」に位置付けた

(2)「実施に努める事項」について(取り組んでいるもの)

○工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

多様な入札契約方式について、「包括発注方式」として「地域維持型契約方式」を一部地域において適用している。

「地域維持型契約方式」

県管理施設の河川、道路及び砂防施設における維持修繕業務及び除雪業務を地域の共同企業体が一括管理するもの。

16

○発注や施工時期の平準化

1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成26年度からゼロ県債を12月補正予算で設定している。

また、平成27年度からは工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行している。

3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

フレックス工期(「任意着手方式」)による契約方式の試行結果

対象工事 : 県土整備部発注工事の一部(平成26年度より試行開始)

実施件数 : 56件(H26:26件、H27:8件、H28上半期:22件)

適用件数 : 34件(約6割)

入札参加者へのアンケート結果

入札参加した104者からのアンケート回答(H26実施)

実施件数の拡大について

- ・拡大を希望:約6割
- ・現状維持(0県債のみ)を希望:約3割強 → **9割以上が現状維持又は拡大を希望**

→H28年度より、0県債工事に限らずすべての工事において試行可能とした

17

(3)「担い手の育成・確保のための取組」について

近年、建設業における担い手不足が懸念されており、改正された品確法にも担い手の中長期的な育成及び確保が明記され、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。また女性の有する能力を最大限に発揮できるよう、建設現場への登用促進も課題となっている。

そのため、県では、若年者の入職促進に向けた建設業の魅力発信事業の実施、若手及び女性技術者の登用促進のためのモデル工事の試行をしている。

○若年者の入職促進に向けた建設業の魅力発信事業

- ・建設業で働く県内学校OBによる就職サポート事業
- ・工業系高校生を対象としたインターンシップの実施
- ・工業高校生を対象とした現場見学会
- ・工業高校教諭を対象とした現場見学会
- ・小中学生の親子を対象とした現場見学会
- ・女性を対象とした現場見学会
- ・女性技術者等による意見交換会

女性を対象とした現場見学会

日 時：平成28年8月26日(金) 参加者：26名(高専、工業高校の女子生徒 等)

中央家畜保健衛生所新築現場

ドローン体験in岐阜大学

横山ダム見学

東海環状自動車道
大野神戸IC建設現場



18

○若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事」の試行

県発注工事の一部で総合評価の加点項目として、若手(39歳以下)及び女性(年齢問わず)技術者を配置した場合に加点するモデル工事を試行。平成28年度下半期から、若手もしくは女性の現場代理人を配置した場合も加点することとし、対象範囲を拡大した。

＜入札参加条件＞

従来どおり設定

＜総合評価における加点＞

配置予定技術者もしくは現場代理人の年齢に応じて加点評価する

30歳未満若しくは女性：1. 0点 30歳以上40歳未満：0. 5点 40歳以上：0点

若手及び女性技術者を配置する場合、以下の項目は補助者(現場代理人)で評価できる

同種・類似工事：1. 0点 保有資格：1. 5点 継続教育(CPD)：0. 5点

若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事の試行結果

対象工事：県土整備部の一部工事(平成27年度より試行開始)

実施件数：24件(H27：14件、H28上半期：10件)

入札結果

全入札参加者数(落札者含む)：151者

(内訳：女性0者、29歳以下男性8者、39歳以下男性29者、その他(加点なし)114者)

落札者：24者

(内訳：女性0者、29歳以下男性1者、39歳以下男性6者、その他(加点なし)17者)

→ 女性技術者配置での入札参加者・落札者はゼロ、
若手技術者配置での入札参加者は全体の約2. 5割、落札者は全体の約3割

19

(4)「発注者の体制整備等に向けた取組」について

県内の多くの市町村では、職員不足及び技術力不足を認識していることから、事務の共同化や人材育成などが重要な課題であると考えており、岐阜県では下記のとおり協力・支援を実施している。

○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パト、河川パト等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、平成28年度(12月末まで)の実績は次のとおり。

・市町村「115件」<102件>、県「47件」<56件> <>内は平成27年度

20

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査:学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成:人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に実施を行っている。
- ③維持管理:公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関すること等を行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活用状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用。

・総合評価方式を用いて発注する自治体の「83%」が協議会(総合評価審査部会)を活用。(H27時点6市町村が未活用)

平成28年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査(1月31日時点)

- ・総合評価共同会議を18回開催(会議形式8回、メール形式10)(土木一式、ほ装、建築一式、水道施設、塗装)
- ・審査案件 12市町の64案件

②人材育成

・岐阜県建設研究センター主催	24講座(全28回)	571人
・岐阜県社会基盤整備協会研修	7講座(全7回)	103人
・岐阜県都市計画協会研修	2講座(全2回)	19人(H29.2.3開催予定)
・岐阜県砂防課	1講座(全1回)	—(H29.2.1開催予定)
・岐阜圏域土木協会	1講座(全1回)	—(H29.2.10開催予定)
合計	35講座(全39回)	693人

21

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要

(H28.06.01 現在)

協議会

岐阜県公共事業執行共同化協議会 H19.11.1設立

会 長：可児市（市長会会長）
副 会 長：垂井町（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

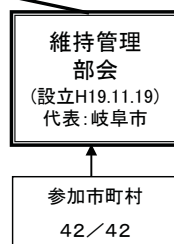
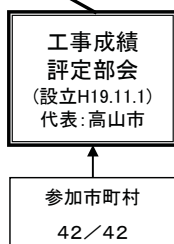
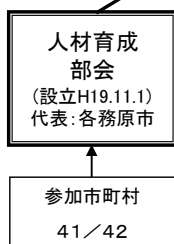
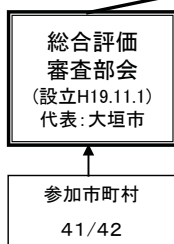
オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

幹事会

岐阜県公共事業執行共同化協議会 幹事会

幹 事 長：可児市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：垂井町（町村担当課長（会長指名））
幹 事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長1名以上）
岐阜県 県土整備部 技術検査課長

部会



岐阜県公共事業執行
共同化協議会において
設置・運営手法を決定

実施機関(委託先)
(公財)岐阜県建設研究センター

事務局

可児市、岐阜県(技術検査課)

22

平成28年度岐阜県部会の取組について(11/11)

地域支える建設生産システムの向上に関する取り組みとして、i-Construction 中部ブロック推進本部および「岐阜県部会」に参画し、情報収集を行い、効果的な具体的手法について検討中

〇建設ICTの普及促進状況

<現在の状況>

- ・ ICTの活用は、一部の受注者においてICT 建機による土工、TS 土工出来形管理を取り入れているが、受注者の自主性に任せている
- ・ ICTを活用した工事を施工計画書に明記したものについては、工事成績評定時に加点している
- ・ 県内のICTを活用している工事の現場視察を行い、理解を深めている

<今後の取り組み方針>

- ①現場見学会等の開催／発注者、受注者対象とした見学会を開催し、理解を深めていく
- ②各種技術基準や要領等の整備／導入に必要な各種基準の整備、要領改正を行う
- ③ICT 活用工事の試行／可能な工事を抽出し、他県の状況を踏まえ試行について検討していく



静岡県の取組について

1. 静岡県部会の取組 2. 静岡県の取組

平成29年2月

1 静岡県部会の取組

(1) 静岡県部会

1) 第1回県部会

○平成28年8月18日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・重点施策の設定について
- ・発注関係事務に関する取組の意見交換
- ・発注者支援機関の活用

2) 第2回県部会

○平成29年1月20日開催

○議事

- ・発注関係事務の適切な実施に向けた
取組に関する自己評価について
- ・公共工事発注見通しの一元化について
- ・静岡県の取組について
- ・「発注関係事務の運用に関する指針」に対する
市町の状況について(意見交換)

県部会の様子



1 静岡県部会の取組

(2)改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

平成28年度の開催状況

1) 品確法研修の開催

開催日 9月13日(静岡市用宗:建設技術監理センター)

研修内容 ・発注関係事務の運用に関する指針について
・監督・検査・成績評定について
・設計変更ガイドラインについて など



1 静岡県部会の取組

(3)建設業団体等と県各出先機関との意見交換会への市町参加

平成28年度の開催実績

開催機関	開催日	建設業団体等	参加市町
下田土木	12月12日	下田建設業協会、	—
熱海土木	10月4日	三島建設業協会	熱海市、伊東市
沼津土木	6月16日 8月2日 10月11日	沼津建設業協会 沼津建設業協会 三島建設業協会	— 沼津市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町 三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
富士土木	7月14日	富士建設業協会	—
静岡土木	2月2日 1月31日	静岡建設業協会 清水建設業協会	— —
島田土木	8月30日	島田建設業協会	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
袋井土木	11月17日	袋井建設業協会	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
浜松土木	6月15日 7月21日	天竜建設業協会 浜松建設業協会	— 湖西市

平成29年度も継続して実施していく

1 静岡県部会の取組

建設業団体等からの意見を踏まえた静岡県の取組(1/2)

(1) 施工条件の変化に応じた設計変更

- 設計図書への適切な条件明示
 - ・施工条件明示の徹底
- 適切な設計変更
 - ・設計変更ガイドライン(土木工事編)の改定(平成28年4月～)
 - ・設計変更ガイドライン(土木設計業務等委託編)の策定、運用(平成28年4月～)
- 工事一時中止の措置
 - ・工事の一時中止に伴うガイドラインの改定
- 受注者からの課題に対する迅速な対応
 - ・ワンデーレスポンスの徹底
 - ・工事監理連絡会(三者会議)の拡大実施(平成28年4月～)

平成28年度は、説明会や意見交換会等により、職員及び業界団体へ周知を図っている。

業界団体への周知

建通新聞社入札契約制度説明会	3回
土木施工管理技士会技術研修会	3回
業界団体との意見交換会(工事)	9回
業界団体との意見交換会(建設関連業務)	3回

職員への周知(市長職員含む)

技術職員技術説明会	8回
農地森林技術情報連絡会	7回
品確法研修	1回

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部 28

1 静岡県部会の取組

建設業団体等からの意見を踏まえた静岡県の取組(2/2)

(2) 工事の平準化

- 債務・繰越制度の活用
 - ・平成27年度より県単独事業についても、当該年度内での完了が見込めない事業の翌年度への繰越について、12月議会へ提出
 - ・平成28年度より9月議会での一般公共事業のゼロ債務の設定
- 工事着手日選択型工事の試行
 - ・平成28年4月より、供用期間等の制約が比較的緩やかな工事などで、「工事着手選択可能期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付す工事を試行

(3) ダンピング受注の防止

- 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の算定式の見直し
 - ・平成28年4月の中央公契連モデルの改定に準じて平成28年6月より調査基準価格及び最低制限価格の算定式を改定

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部 29

1 静岡県部会の取組

県部会での発注関係事務に関する取組の情報共有

(1) 建設工事におけるダンピング受注の防止

- ・建設工事の低入札価格調査制度について(導入状況、対象範囲、算定式、公表状況)
- ・建設工事の最低制限価格制度について(導入状況、対象範囲、算定式、公表状況)
- ・今後の制度改善について

(2) 総合評価落札方式の実施について

- ・総合評価落札方式の県の実施状況について
- ・総合評価落札方式の拡大について(拡大の必要性、拡大にあたっての課題)

(3) 建設関連業務におけるダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入状況の確認
- ・対象の範囲、算定式、要領等の公表状況
- ・今後の制度改善について

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

30

2 静岡県の取組(市町支援)

(1) 発注関係事務に係る支援

- 1) 総合評価方式の実施支援(学識者への意見聴取や、事務審査等)
- 2) 効率的な事業実施のための施策の理解促進
- 3) 設計積算、監督、検査業務などの実施方法や体制整備への助言 など

＜参考＞総合評価方式の実施支援件数

平成28年12月末時点(政令市を除く)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市町での総合評価取組実績	28市町 50県	32市町 58件	30市町 74件	27市町 78件	30市町 104件	29市町 98件	27市町 88件	20市町 90件	22市町 101件
うち県の審査委員会を利用	27市町 49件	31市町 57件	29市町 73件	26市町 77件	29市町 103件	28市町 97件	25市町 86件	19市町 89件	21市町 100件

○総合評価落札方式(評価項目等)の年度前意見聴取

総合評価の年度前意見聴取を平成25年度末から実施中。

これにより、次年度の地域部会における意見聴取が省略され、事務の簡素化・早期発注が可能。(平成28年1月22日付け建技第410号「市町案件に係る交通基盤部総合評価落札方式審査委員会地域部会への意見聴取について」通知を参照)

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

31

2 静岡県の取組(市町支援)

(2) 技術力向上のための支援

1) 土木技術研修(40コース/28年度)の実施(H28市町参加人数:605名)

- ・採用1、2、3年目研修
- ・検査員研修
- ・各種設計研修(道路・舗装・橋梁・河川・砂防など)
- ・積算研修
- ・総合評価研修 など

平成28年度より賀茂地区については、研修会場で撮影するライブ映像をインターネット回線を活用して遠隔地の会場で上映するサテライト研修を実施

2) 市町研修会への講師派遣(H26:1市、H27:2市、H28:1市)

- ・社会資本長寿命化への取組
- ・公共工事の品質確保に向けた取組
- ・建設工事における安全衛生管理と事故対策
- ・ふじのくに公共事業生産性向上推進プログラム
- ・新技術・新工法

3) 技術説明会の開催(県内8箇所)

- ・技術管理に関する動向
- ・県の取組 など

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

32

2 静岡県の取組(市町支援)

3) 公共工事請負契約制度の情報提供

1) 入札契約制度説明会(県内4箇所)

開催日 平成28年4月6日、7日、11日、14日

説明内容 ・平成28年度の公共工事等入札・契約制度の改善について
・公共工事の品質確保の取組について
・総合評価落札方式について

出席者数 県職員: 255名 市町職員: 48名

4) 発注者支援機関の活用

1) 発注者支援機関の公募

発注者支援機関認定希望者を公募(H28.12.26~H29.1.25)

「(一社)ふじのくにづくり支援センター」が発注者支援機関の認定を目指し申請

発注支援業務の受注実績は、2件(沼津土木、牧之原市)

2) 協議会へ推薦

評価要件による審査を行った結果、認定基準に適合と認められるので協議会へ推薦
平成29年3月に予定している「品質確保に関する推進協議会」に諮る

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

33

愛知県の取組について

1. 愛知県部会の取組 2. 愛知県の取組

平成29年2月

1. 愛知県部会の取組

(1) 県部会開催状況

■第1回（H28.8.8開催）

【主な内容】

- ・平成27年度中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・平成28年度中部ブロック発注者協議会の取組について
（自己評価における評価項目の追加等の提案）
- ・自己評価の重点項目の取組推進に関するアンケートの実施について
- ・愛知県公共事業発注者協議会の取組について
- ・発注者支援機関の活用
- ・発注関係事務の運用指針に関する講習会の開催
- ・建設業団体等との要望会・意見交換会の活用
- ・平成28年度愛知県建設部総合評価落札方式の改正概要について
- ・建設労働環境改善工事の取組について

■第2回（H29.1.17開催）

【主な内容】

- ・建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価結果について
- ・発注者支援機関の活用状況について
- ・平成28年度愛知県公共事業発注者協議会の取組について
- ・平成29年度愛知県公共事業発注者協議会の取組について
- ・発注見通しの一元化について
- ・愛知県の入札・契約制度の概要について

1. 愛知県部会の取組

(2) 県部会での取組内容

■主な取組内容

- ①発注者支援機関の活用事例紹介
- ②発注関係事務の運用指針に関する講習会の開催状況
- ③建設業団体等との要望会・意見交換会の概要
- ④統一的な自己評価指標の取組について
- ⑤建設労働環境改善工事の取組について

(第1回開催状況)



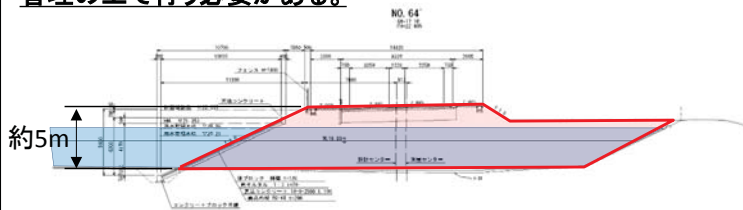
36

①発注者支援機関の活用事例 報告 T市における公共工事発注者支援業務について

(公財)愛知県都市整備協会

工事の概要

農業用溜池の一部を埋め立て、道路を築造する工事
地質調査の結果、ヘドロの堆積が確認されており、
路体盛土により沈下及び側方流動が想定されている。
今回の工事では、約2万m³の路体盛土を適切な施工
管理の上で行う必要がある。



T市の発注者支援業務への期待

①路体盛土材の確保

該当工事で使用する予定の土量(20000m³)の内
約4割(7000m³)が確保されていないため、路体
盛土に適した土質の発生土を確保すること。
運搬についても、搬出側で行うこと。

②路体盛土実施時の軟弱地盤対策

溜池を埋め立て道路を築造する工事であり、適切に
路体盛土を実施しないと軟弱地盤上の滑りの発生が
懸念させる。
このため、観測手法を始めとする十分な対策を検討
した上で路体盛土工を行うこと。

③溜池の生き物の扱い

愛知県都市整備協会による対応

①路体盛土材の確保

関係機関との調整により良質な建設発生土を確保

→ **工事費の削減**

②路体盛土実施時の軟弱地盤対策

基盤部に使用する盛土材の提案
軟弱地盤のトリフィカビリティを改善する
ため、基盤面に割栗石(30cm程度)を
投入することを提案

→ **工期の短縮**

沈下板、孔内傾斜計設置の提案

軟弱地盤上での盛土による変状を計測するため、沈下板、
孔内傾斜計設置の考え方、位置、施工管理方法を提案

→ **円弧すべりを防止**

③在来種の保護対策の実施

市民協働の溜池の掻い掘りを実施し、
自然環境団体による環境保護に関する
説明を行い、地元の小学生が在来種、
外来種を仕分けした。
在来種は近隣の池に放流、外来種は
駆除した。

→ **近隣住民の工事への理解**



37

工事の概要

明治45年に架設された老朽橋の補修工事。
平成26年に行った点検の結果 主桁、床版においてコンクリート剥離、鉄筋露出と腐蝕が激しく進んでいることが判明。
今回の工事では断面欠損部分の修復、進行を防ぐための橋面からの漏水防止を適切な施工管理の上で行う必要がある。



現場で発生した課題

- ①表面は健全な主桁コンクリートのうきを確認
足場設置時に打音検査を行い点検時には損傷が見られなかった主桁でも広範囲にわたってうきが生じていることが判明。
- ②損傷原因究明のための調査の未実施
点検時及び補修設計時には損傷原因は中性化と推定されていたがそれを裏付ける詳細調査は行われていなかった。剥離したコンクリートには貝殻の混入も見られ、内在塩分による塩害が否定できなかった。
- ③橋面舗装下に土砂存在
橋面舗装を撤去したところ、床版と橋梁舗装との間に、土砂の層があることが見つかった。設計床版厚の減少による耐荷力不足。土砂をコンクリートに置換えた際の死荷重の増加が懸念された。

愛知県都市整備協会による対応

①緊急通行止めの提案

塩害による見た目以上の損傷の進行による不測の事態への懸念、詳細調査のための舗装撤去の必要性から緊急通行止めを提案し、通行止めを実施

→ **安全の確保**



②原因究明に必要な試験内容の提案

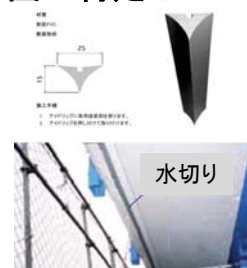
損傷原因を特定するための試験方法、サンプル採取の位置、本数を提案

→ **損傷原因の究明**



③詳細調査結果からの損傷原因の特定と補修工法の提案

中性化試験、塩分濃度試験から損傷は内在塩分ではなく鉄筋位置にまで達した中性化によるものと判断
損傷進行の促進要因を軽減するための水切りの設置の提案
中性化の進行を抑制するための再アルカリ化の提案（検討中）



→ **効果的な補修工法の提案**

38

①発注者支援機関の活用【愛知県住宅供給公社】

(2) 愛知県住宅供給公社における取組事例

○工事の概要

○清須市本庁舎増築・改修工事

清須市は、平成17年7月に西春日井郡西枇杷島町、清洲町、新川町の合併により誕生し、平成21年10月には春日町とも合併した。

本工事は元新川町役場周辺施設を再整理し、旧庁舎を一部改修し、新庁舎を増築する形で整備が行われた。

【工期】平成27年6月～平成28年12月 【工事費】約28.5億円

【建物概要】延べ面積：約6,600㎡ 階数：地上3階地下1階

(基本設計：平成25年度、実施設計：平成26年度)



○支援業務の概要

○設計者選定支援業務及び入札業務等支援業務

①プロボによる設計事務所を選定する業務(平成25年度)

②総合評価による技術支援(平成26年度)

○基本設計支援及び実施設計積算補助業務

・設計業務を市の立場で支援、積算補助(平成25年度、平成26年度)

○工事監督補助業務

・市の監督員を補助する立場で支援(平成27年度、平成28年度)

○工事検査補助業務

・完了検査を市の検査員を補助する形で実施。(平成28年度)



39

①発注者支援機関の活用【愛知県住宅供給公社】

(2) 愛知県住宅供給公社における取組事例

○支援業務によるメリット等

○建築技術者の派遣、組織としてのノウハウの提供

- ・一時的なプロジェクトにおいて、建築技術者の配置・異動や新たな雇用を行うことなく、「技術支援」を受けて職員業務の代替ができる。
- ・国庫補助や交付金事業の会計検査対策として、根拠や記録を残すことを助言する。
- ・完了検査は、図面通りの出来上りかを確認するだけでなく、施設管理者が保守点検しやすいようにマニュアルが整備されているか確認する。



○平成28年度の実施事例

- ①設計・積算支援（大治町、飛島村、県）
- ②技術支援（あま市）
- ③監督補助（清須市、県）
- ④検査補助（知立市、みよし市、弥富市、清須市）



40

②発注関係事務の運用指針に関する講習会の開催

○ 運用指針講習会の開催状況

平成27年4月から、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」の運用が開始された。各発注者は品確法に定められた発注者の責務を理解し、発注関係事務を適切かつ効率的に行うことが求められている。このため、尾張地区、三河地区及び開催要請があった個別市町村において、運用指針の主なポイントや取組事例等に関する講習会を開催し、市町村の理解の促進を図っている。平成28年度も引き続き実施。

【H28開催概要】

- | | |
|-----------|--|
| (1) 尾張地区 | 開催日：平成28年8月2日
開催場所：三の丸庁舎
参加人数：101人 |
| (2) 三河地区 | 開催日：平成27年8月12日
開催場所：西三河総合庁舎
参加人数：56人 |
| (3) 個別市町村 | 開催日：平成28年12月22日
開催場所：東海市役所
参加人数：32人 |



H28 8/2 運用指針講習会

【H28講習内容】

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 公共工事を取り巻く現状について | 講師：中部地方整備局企画部 山根技術開発調整官 |
| (2) 発注関係事務の運用に関する指針について | 講師：中部地方整備局企画部技術管理課 保庭課長補佐 |
| ・運用指針の策定経緯 | |
| ・運用指針の構成 | |
| ・運用指針の主なポイント | |
| ・具体的な取組事例 | |

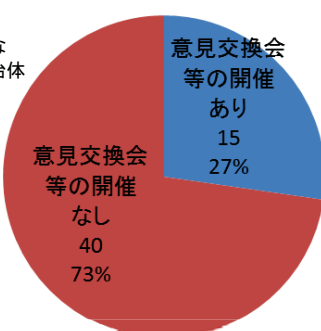
41

③建設業団体等との要望会・意見交換会の活用

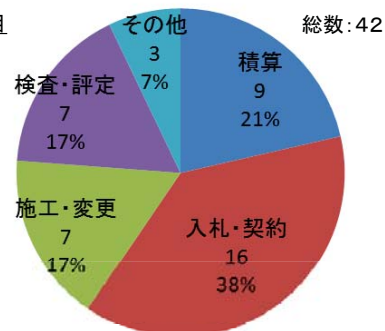
○ H28建設業団体等との要望会・意見交換会の状況（開催期間：H28 4/1～11/30）

今後の適切かつ効率的な発注関係事務の実施に活かすため、各自治体において開催されている建設業団体等との要望会・意見交換会における課題等を集約し情報共有を図った。建設業団体等からは「積算基準の見直し等」「工事の平準化」の議題・要望が多く、発注者としての適切な対応が求められている。

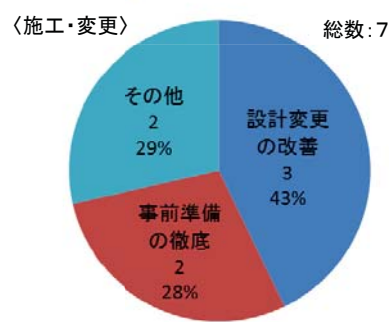
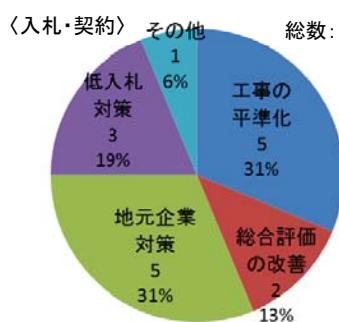
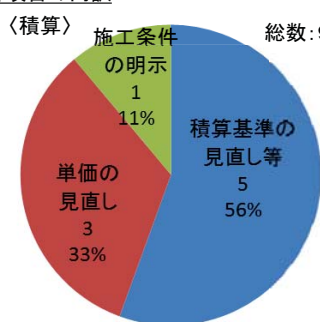
○開催状況
※情報共有が適当な議題があった自治体



○議題・要望の項目



○各項目の内訳



42

③建設業団体等との要望会・意見交換会の活用

主な議題・要望と自治体の回答(1/2)

分類	項目 内容(自由記述)	団体からの議題・要望	自治体の回答
積算	小規模施工の積算基準・単価の見直しについて	小規模施工において、現場条件に則した積算基準及び歩掛単価の作成をお願いします。 道路指定修繕工事などの維持工事の工事特性(小規模かつ移動を伴うことが多い)を考慮して、道路改良工事の経費でなく、道路維持工事の経費設定をしていただくようお願いしたい。	道路指定修繕工事など「管理を目的とした維持工事」について平成28年7月より「道路維持工事」の工種区分に追記見直しを行ったところであり、道路維持工事で積算することとしております。なお、積算基準につきましては、地方公共団体の小規模施工等を加味して設定されているものであり、積算基準に準拠して、現場条件に応じて適切な積算を行っているところです。 現場条件等により標準歩掛の適用が困難な場合は、見積りにより積算を行う等、実情に則した積算に努めています。
積算	橋面舗装施工の歩掛について	橋梁補修工事における橋面舗装の施工面積は、限定されているにも関わらず通常の歩掛で積算されているので、現状に即した歩掛を採用していただきたい。	標準歩掛における標準作業量は、一般的な作業について設定されておりますので、ご理解ください。 なお、今年度設けられた工種である「橋梁保全工事」の適用を含めて、より現場に即した積算に努めてまいります。
積算	交通誘導員の単価等について	24時間体制で交通誘導員を配置する場合、交通誘導員の設計単価と実際の単価ではかなりの乖離があるため受注者側として苦慮しています。 日曜・祝日の休日割り増しは積算基準では適用しないと書いてありますが、現実には交通誘導員に割増賃金を支払います。労働基準法第37条にも記載されていますのでご検討願います。交通整理員を24時間体制で配置する場合など、しばしば現場条件等により増員が必要になることから、現場に即した対応をお願いしたい。	日曜、祝日の休日割増については、発注者が施工の条件(日曜、休日施工)とした場合には、適切に計上してまいります。 公安委員会等の協議によりやむを得ず、配置人員が当初の想定より増減した場合には、速やかに「条件変更確認請求通知書」にて、監督員と協議してください。
入札・契約	発注や施工工期等の平準化について	平成27年1月の「発注関係事務の運用に関する指針」では、債務負担行為の積極的な活用や、年度当初からの予算執行の徹底、完成時期の年度末集中を避けること等があげられています。発注や完成時期が集中することで、技術者の確保が困難になり入札の不調・不落を招くことにも繋がります。また、渇水期の施工に限定する工事が増加していることから、適切な工期を設定することが困難になることもあります。債務負担行為等の活用で施工時期等を平準化することにより、効率的な発注関係事務の運用をお願いしたい。	公共工事の発注や施工工期等の平準化については、毎年度当初に工事担当課による早期発注を促進し、年度末工期の段階的な工期設定を図るよう努めています。 また、工事担当課及び予算担当課と協議調整し、債務負担行為等の柔軟な予算措置を執ることにより、施工時期等の平準化を図るよう努めていきます。

43

③建設業団体等との要望会・意見交換会の活用

主な議題・要望と自治体の回答(2/2)

項目		団体からの議題・要望	自治体の回答
分類	内容(自由記述)		
入札・契約	入札に係る最低制限価格制度の改正について	国は建設業界の労働賃金など見直しをし、市もそれに倣っている。残念ながら他産業と比べて待遇面では、まだ相当な開きがある。今後は国の品確法が言う適正な利潤を作り出す制度、それが我々の願いである。 市が導入している入札最低制限価格を、国、県の制度に少しでも近づけて欲しい。	市も国に倣い、制度改正を順次進めてきた。最低制限価格を幾度となく上げ、幅を狭くし、限りなく国のモデルに近づけた。これはダンピング対策にもつながり、クリアな入札形態になっている。 国、県と制度の違いはあるが、どちらもメリット、デメリットがある。今後よく調べ、整理していく。
施工・変更	交通誘導警備員の配置について	交通誘導警備員の配置については、沿道の住民や商店・工場等の要望、警察からの指導、又施工方法等により、当初設計の計上人数よりも大幅に配置を増やすケースが多々ある。安全な施工を確保するためにも、設計変更により実情に合った計上をお願いしたい。	基本的には、適正な配置のもと積算をしていると考えておりますが、周辺対策等で大幅な増減が発生する見込みがある場合には、速やかに監督員と協議をしていただきたい。
検査・評価	竣工書類の電子納入について	竣工書類において、電子納入でも可としていただきたい。	市においても、納品された成果品の収納スペースの削減などメリットもあることから、検討させていただきます。
検査・評価	優良事業者表彰制度の構築について	貴市の発注工事に對し高品質な製品を提供することにより、貴市の社会資本の基盤整備・維持管理に貢献している企業及び技術者の励みとするため、国・県・近隣市で採用実施されているような表彰制度の構築を要望する。	本年度は、制度構築に向け、検討を進めます。
検査・評価	契約・検査に関する要望について	検査評点のバラツキを直していただきたい。また、工期内検査のためには、いつまでに工事書類を提出すれば良いか教えていただきたい。 最後に、年度末の検査日程を改善してほしい。	検査につきましては、工事検査要領及び工事成績評定要領に従い、客観的に成績評定を行っております。 工期内検査の実施につきましては、少なくとも工期末日より14日前までに工事完了書類を提出してください。 また、年度末は、工事の竣工時期が集中するため、あらかじめ検査日を割り振っており、検査日までの日程が厳しい案件もございますが、ご理解ご協力をお願いします。

44

④統一的な自己評価指標の取組

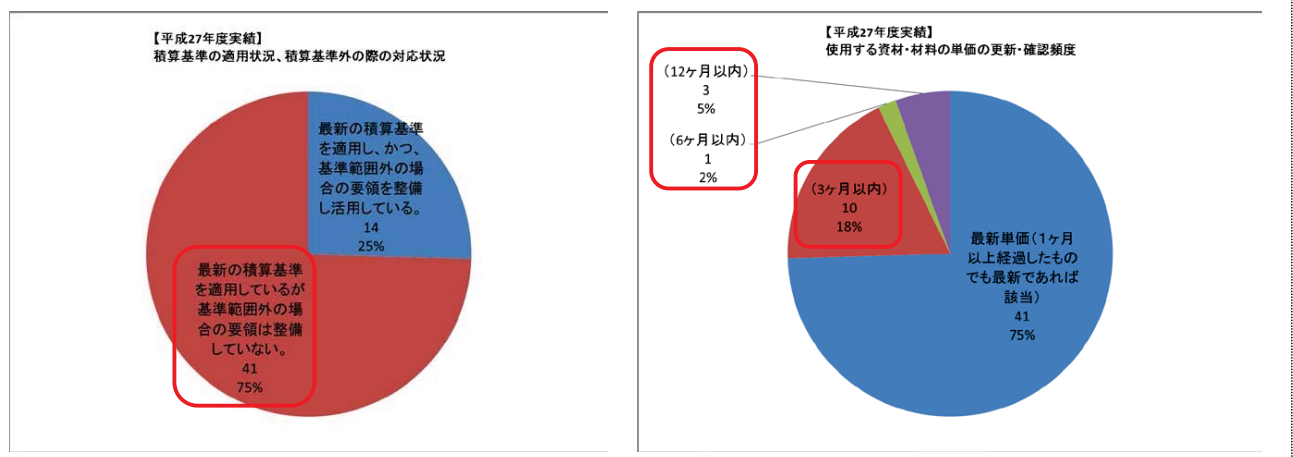


①適正な予定価格の設定

H28自己評価指標

- ・最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)
- ・単価の更新頻度

H28自己評価結果(平成27年度実績より)



H29取組方針(案)

- ・積算基準範囲外の積算については『要領』の整備、及び見積もり等の活用に努める。
- ・単価の更新頻度については、『可能な限り最新の単価を反映』していくことに努める。

45

④統一的な自己評価指標の取組

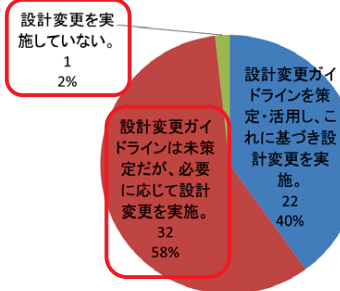
②適切な設計変更

H28自己評価指標

- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
- ・当該年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事の比率

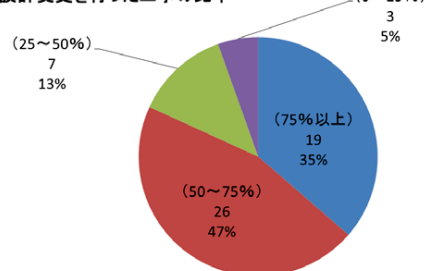
H28自己評価結果(平成27年度実績より)

【平成27年度実績】
設計変更ガイドラインの策定・活用状況



【平成27年度実績】

当該年度に完了した工事(500万円以上)のうち、
設計変更を行った工事の比率



H29取組方針(案)

- ・愛知県設計変更ガイドライン(H28.3策定)の準用等によりガイドラインの策定に努める。
※参考: 愛知県建設部設計変更ガイドラインは下記のアドレスHPにて掲載中
(<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/sekkeihenkouguideline.pdf>)
- ・設計変更ガイドラインにより適切な設計変更を図る。

46

④統一的な自己評価指標の取組

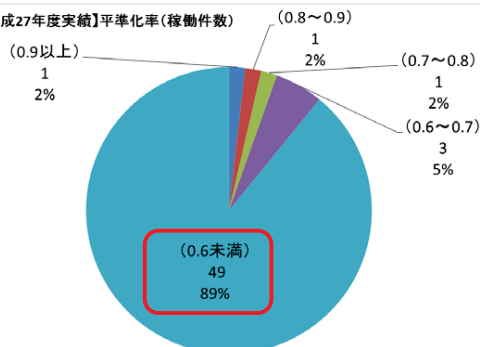
③施工時期の平準化

H28自己評価指標

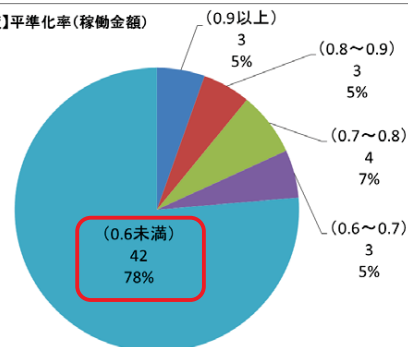
- ・平準化率(稼働件数): 年度の4~6月期の平均稼働件数/年度の平均稼働件数
※稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数。
- ・平準化率(稼働金額): 年度の4~6月期の平均稼働金額/年度の平均稼働金額
※稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの。

H28自己評価結果(平成27年度実績より)

【平成27年度実績】平準化率(稼働件数)



【平成27年度】平準化率(稼働金額)



H29取組方針(案)

- ・当初予算等の早期発注に努める。
- ・債務負担行為や繰越制度を活用して、平準化に努める。

47

平成29年度の取組方針(案)

取組方針及び目的

平成29年度から「週休2日制モデル工事」に県部会として取り組むこととする。
取組のPR効果を高めるとともに、一般的な工事における課題を把握する。

対象工事

対象工事の選定の目安※を以下に示す。

(※平成27～28年度愛知県の取組を参考)

- ・工期に余裕がとれる工事
- ・発注段階で協議(地元協議等)が概ね整っている工事
- ・工種が比較的単純な工事
- ・関連工事が少ない工事
- ・5千万円(工期半年)程度以上の工事

取組の展開

取組を継続するとともに、受注者へのアンケート調査等を実施することにより、取組の効果や課題の把握に努め、今後の施策展開について検討を行う。

愛知県公共事業発注者協議会として、建設現場における労働環境の改善に取り組むことで、建設業界における重要な課題である『若手や女性技術者の確保・育成』を中心とした将来の担い手確保を図っていく。

※参考:愛知県建設労働環境改善工事实施要領等は下記のアドレスHPにて掲載中

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/roudoukankyo.html>)

48

2. 愛知県の取組

(1)入札・契約制度に関する取組

(2)労働環境の改善に向けた取組

(3)生産性向上に向けた取組

(4)その他の担い手確保に向けた取組

49

(1)入札・契約制度に関する取組

①社会保険等未加入対策の強化

社会保険等未加入対策として、従来から、社会保険等に加入していない建設業者(元請業者)については入札参加資格の申請を受け付けないこととしてきたが、取組をさらに強化するために、平成28年4月1日から、建設工事のすべての下請業者に対して下記の対策を実施。

(下請業者への対策)

社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止するとともに、全ての下請業者の加入状況を確認する。

(違反した場合の元請業者に対する対応等)

制裁金(元請業者と一次下請負業者との間の最終契約金額の10%)、指名停止、工事成績評定の減点

②入札契約制度(総合評価落札方式)の改善

(1) 技術者育成を促進するタイプの適用範囲を拡大

若手技術者が工事経験を積みやすいように入札参加資格と評価項目において、過去の実績を求めず、資格の保有で評価するタイプの運用を平成24年度から続けており、工事成績も良好で拡充を望む声が多数寄せられていることから、平成27年度はこの適用範囲を2千5百万円未満から5千万円未満に拡大。

(2) 若手技術者の評価対象を拡大

品確法の改正に先駆けて、平成26年度から満29歳以下の若手技術者の新規雇用実績を評価しており、平成27年度から、若手技術者の範囲に技術系の専門学校を追加。

50

(1)入札・契約制度に関する取組

③低入札対策の強化

【平成28年度改正】

価格据置型総合評価落札方式の導入

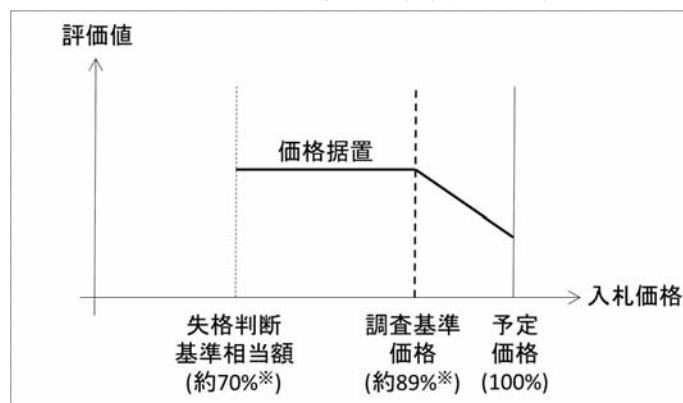
- ※1. 5億円以上WTO適用基準額未満の土木系の設備工事(機械、電気及び電気通信)は除く
- ※WTO対象工事は平成26年度より、価格据置型総合評価落札方式を導入

(参考:価格据置型総合評価落札方式)

- ▶入札価格が調査基準価格※)を下回った場合、入札価格を調査基準価格※)に据え置いて評価値を算出

※)WTO対象工事は失格判断基準相当額

〈評価値のイメージ(加算点の変更がない場合)〉



※平均的な一般土木工事を想定し算定した入札率

51

(2)労働環境の改善に向けた取組

取組の背景

- ・建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

取組状況【完全週休2日制工事】

平成27年度「週休2日制モデル工事」

- ・対象工事: 3件
- ・取組結果: 平成27年度のモデル工事では、公園やバイパス工事など週休2日の確保に取り組みやすい工事を選定したことから、土日休日の達成率は90%以上(週休2日は100%)であった。
- ・請負者へのヒアリング結果は以下のとおり(現場代理人、技能労働者)。

- ・子供が小さいため、モデル工事により土日が休めたことで、子供と遊ぶ時間が出来て良かった。
- ・週休2日を確保すると雨天中止の場合、週3日の休みとなり、工期への影響が大きい。
- ・週2日休むと体調管理がしやすい。
- ・日給月給のため土曜が休暇となると収入が減ってしまうため、別の現場で働くことになる 等

平成28年度「完全週休2日制工事」

- ・取組方針: 今年度も、引き続き週休2日制工事を実施することとし、取組のPR効果を高めるとともに、一般的な工事における課題を把握するため、全事務所(港務所を含む)において取り組む。
- ・対象工事: 以下に該当する工事について、全事務所(港務所を含む)にて実施(全18件)。
 - ・取組を広くPRするため、地元の(事業に対する)関心が高い工事
 - ・5千万円(工期半年)程度以上の工事
- ・取組概要: 工事成績評価において、対象期間中に土・日休工の週が90%以上の場合、+1点として評価

52

(2)労働環境の改善に向けた取組

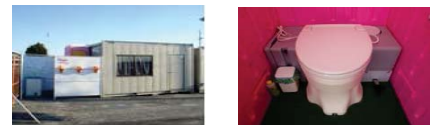
取組状況【誰もが働きやすい現場環境整備工事】

平成27年度「女性も働きやすい現場環境整備モデル工事」

- ・対象工事: 3件(イメージアップ経費による対応)
- ・取組結果: 男女別改善型トイレを設置した。
- ・請負者へのヒアリング結果は以下のとおり(現場代理人、技能労働者)。

- ・今後も積極的に配置をしたい。
- ・トイレ以外にも女性更衣室、休憩所の設置、上下水道の整備等もして欲しい。
- ・異性を気にせずにトイレの利用が出来る。 等

(下図)モデル工事における男女別改善型仮設トイレ設置事例



(下図)H28工事における看板・男女別改善型仮設トイレ設置事例



平成28年度「誰もが働きやすい現場環境整備工事」

- ・取組方針: 2020年までに標準化を目指す国交省の取組等も踏まえ、今年度は男女別改善型トイレの設置に加えて、更衣室や休憩所など幅広い現場環境整備に取り組むこととし、取組のPR効果を高めるために、全事務所(港務所を含む)において取り組む。
- ・対象工事: 以下に該当する工事について、全事務所(港務所を含む)にて実施(全28件)。
 - ・取組を広くPRするため、地元の(事業に対する)関心が高い工事
 - ・1億円程度以上の工事

- ・取組概要: 「男女別改善型トイレ」の設置する。
その他「現場事務所(長靴洗浄機、分煙器もしくは喫煙室)」、「休憩所」、「更衣室」等のうちから一つ以上を設置する。

(下図)H28工事における休憩所・長靴洗浄機設置事例



53

(3)生産性向上に向けた取組

①ICT活用工事について

取組の概要

- ・平成28年度から、ICT建設機械による施工、TS出来形管理など、情報化施工工事に取り組む。
- ・対象は、設計金額8千万円以上で以下のいずれかの条件を満たす工事とする。
(発注者指定型にて3件程度実施予定)。

- ①河川土工、道路土工⇒1工事において掘削及び盛土の総計が10,000m³以上のもの。
- ②舗装工⇒1工事において、車道路盤工A=5,000m²以上のもの。

- ・情報化施工工事では、以下の事項について検証を行う。

- ①情報化施工の効果検証(適正規模等)。
- ②情報化施工における監督要領や出来形検査要領等の整備について検証。

54

(4)その他の担い手確保に向けた取組

①建設分野の異業種・異世代間交流等の取組について

イブニングサロン

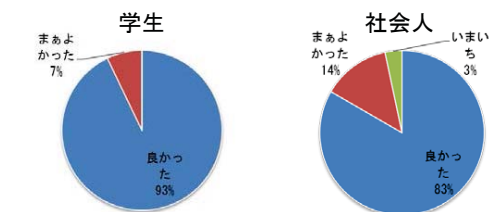
- ・平成25年度から、建設分野の魅力を発信する取組として、これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタントなど、建設分野に携わる技術者及び先生とが交流する場を産学官が連携して提供する「イブニングサロン」を開催。

⇒開催実績: 年3〜4回開催し、これまでに学生約200名の参加(大学、普通科高校等にて開催)



アンケート結果

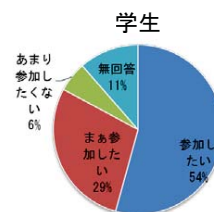
Q. 参加して良かったか。



(理由)

- ・少人数で話をすることが出来、質問などしやすかった。
- ・自分の中にあった興味以外の事を知るきっかけになった。
- ・土木にはいろんな仕事があることが分かった。
- ・業界に対するイメージがわかった。

Q. また参加したいか



等

出前講座・現場見学会

- ・将来を担う若者に対して、建設分野の魅力を発信し、社会資本の役割を理解していただくよう、平成18年度から小学校の特別授業の一部として「出前講座」、平成25年度から小中学校及び一般を対象に「現場見学会」を開催。

⇒平成27年度実績: 出前講座を25校で約1,900人が参加。現場見学会は計11回、約550人が参加

55

(4)その他の担い手確保に向けた取組

②建設業担い手確保育成推進事業について②

目的

- ・建設業界に不足している技術者・技能労働者の入職・定着の推進を図るため、地元建設業団体や団体を構成する企業等と連携し、新規雇用した技能労働者・建設業技術者を対象にモデル的に研修を行う。
- ・新たな担い手の確保・育成に向けた研修マニュアルを策定し、建設業界全体での共有を図る。

研修メニュー

主に若手の技能労働者・建設業技術者(経験5年程度以下)を対象として、以下の研修を実施する。

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ⇒ ・基礎研修(新人社員研修、内定者研修) | ・建設技能・技能習得研修(施工管理技術基礎研修、玉掛け技能研修 等) |
| ・専門技能研修(型枠工、とび土工) | ・企業内トレーナー養成研修 |
- 【全9講座】

本研修の特徴

- ・無料で受講できます。
- ・現場施工経験豊富な講師が担当します。
- ・CPDSや資格が取得できるなど、若手技術者・技能者のスキルアップにつながります。
- ・新たな担い手の確保・育成に向けた研修マニュアルを作成します。

本研修の内容・申込み先

ハタコンサルタント(株)ホームページ(<http://www.hata-web.com/wp/?p=7556&type=seminar>)



56

三重県の取組について

1. 三重県部会の取組
2. 三重県の取組

平成29年2月

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

県 部 会

●第1回県部会

平成28年8月30日開催 25市町1団体出席

<議事概要>

- ・平成28年度中部ブロック発注者協議会の取組について
(自己評価における評価項目の追加案等の提案)
- ・自己評価の重点項目の取組推進に関するアンケート実施
- ・三重県部会の取組
発注関係事務の運用指針に関する講習会開催
県部会と業団体との意見交換会開催
発注者支援機関の情報提供等
- ・三重県の取組の情報提供
三重県の取組状況(全国指標に関する取組状況など)
余裕期間設定工事の試行について



●第2回県部会

平成29年1月23日開催 23市町1団体出席

<議事概要>

- ・平成28年度中部ブロック発注者協議会の取組について
自己評価の実施について
「発注見通しとりまとめ版」の取り組みについて
発注者支援機関の活用状況について
- ・三重県部会の取組について
発注関係事務の運用指針に関する講習会
県部会と業団体との意見交換会
自己評価結果、業団体との意見交換結果を受けた
県部会の取組
- ・三重県の取組について
- ・発注者支援機関の情報提供等
(（公財）三重県建設技術センターより情報提供)



58

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

- ・運用指針の浸透を図るため、昨年度に引き続き、県内市町等を対象に講習会を開催

- <開催日> 平成28年10月19・20日
- <受講者数> 106名(うち、市町99名)
- <講師> 中部地方整備局企画部
- <講習内容>
 - ・公共工事を取り巻く現状について
 - ・発注関係事務の運用に関する指針について
 - ・事例から考える災害復旧事業申請のポイント
 - ・監督・検査の基礎について



県部会と業団体との意見交換会

- ・平成27年度に開催した「県部会と業団体との意見交換会」を継続することによって、三重県内の公共事業発注者と県内の建設業団体が、発注関係事務や建設業全般における現状や課題について共通認識を深めるとともに改正品確法の適切な運用に向けた取組みについて情報共有を行う。

- <開催日> 平成28年12月21日
- <出席者> 県部会 19名 [会長、副会長(県、いなべ市、大紀町)、部会委員(県、津市、伊勢市、菰野町、紀宝町)]
(一社)三重県建設業協会 9名 [副会長、総務委員長、土木委員長、総務副委員長、土木副委員長、専務理事]
事務局 3名
- <議事内容>
 - ①三重県部会の取組みについて情報提供
 - ・各市町への取組みについて
運用指針に関する講習会、発注者支援機関に関する情報提供
 - ・発注関係事務の改善に向けた取組み
県及び市町の全国統一指標による自己評価項目に関する現状と今後の予定
市町の自己評価結果を踏まえた県の市町支援の取組み
 - ・中部ブロック発注者協議会独自の自己評価について
週休2日制工事の導入
 - ②三重県部会の取組みについて意見等交換



59

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

県部会と業団体との意見交換会

<県部会と業団体との意見等交換結果概要>

①設計変更

- 自己評価項目の設計変更率が高いのが良いことでなく、**適正な設計**で発注することが大切。
- ガイドライン作成に際し、受注者アンケートにより具体的な現状を把握しては。
- ずさんな当初設計も多い。
- 監督員が現場を確認せずに工事発注している。
- 設計変更で全てを計上されたとは思っていない。
- 設計変更が無いが一番良い。設計変更が多いと協議が増え、工期延長を伴うことがある。

適切な設計変更

- 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成
- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- 受注者との情報共有や協議の迅速化等

②設計単価

- 生コンクリート単価改定について、協同組合から公表されている。単価改定が明白な中、物価資料によるのではなく、柔軟な対応で早急に単価改定してもらいたい。

予定価格の適正な設定

- 予定価格の適正な設定に当たっては、適正な利潤の確保を可能とすることができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

③-1 施工時期等の平準化

- 平準化を進めてほしい。
- 週休2日制工事より平準化の取組みを進めてもらいたい。工事があることが第一。

発注や施工時期の平準化

- 債務負担行為の積極的活用、年度当初からの予算執行の徹底などの予算執行上の工夫
- 余裕期間の設定による契約上の工夫
- 週休2日の確保等による適切な工期の設定
- 発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

③-2 週休2日制工事の導入

- 4週6休が現状。完全土日週休2日制より4週8休がやり易い。
- 休日増による会社運営費増も価格に関して考慮して欲しい。

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

④担い手の育成・確保

- 業界として担い手確保は急務。「仕事に対する対価」が一番大切。発注者は発注方法、設計等、レベルを上げながら取組んでいく必要がある。
- 第一に取組むのは待遇面の向上。労務単価は上がってきているが、今後も積算基準・諸経費の見直しを行う必要がある。
- 技術者と技能労働者では文化が違う。技能者労働者を含めた意見交換会も必要。

担い手の育成・確保

- 予定価格の適正な設定
- ダンピング受注の防止
- 適切な設計変更
- 発注・施工時期の平準化
- 発注者間の連携強化

⑤歩切りの根絶

- 歩切りはされていないが、単価で切られていることがある。

予定価格の適正な設定

- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない。

⑥ダンピング受注の防止

- ある市町は最低制限価格を70%以下で設定している。現状を部会でアンケート等で把握していくべきでは。

ダンピング受注の防止

- 最低制限価格等の適切な設定及び活用の徹底

⑦その他

- 県の入札参加要件について、ブロック間で地域格差が生じないようにしてもらいたい。総合評価の加点にも影響があるため考慮いただきたい。
- 今会には6市町参加だが、今後の部会において29市町と協会の代表と意見交換できる場を設けていきたい。

発注者間の連携強化

- 適切な競争参加資格の設定
- 受発注者で、発注関係事務や建設業全般における現状や課題について共通認識を深めるとともに改正品確法の適切な運用に向けた取組みについて情報共有を行う。

1. 三重県部会の取組

《第2回県部会資料》

■市町の発注関係事務改善に向けて—自己評価結果、業団体の意見交換結果を受けた県部会の取組み—

自己評価結果、業団体との意見交換会

適切な設計変更

- 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成
- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- 受注者との情報共有や協議の迅速化等

予定価格の適正な設定

- 予定価格の適正な設定に当たっては、適正な利潤の確保を可能とすることができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない。

施工時期等の平準化（週休2日制工事の導入）

- 債務負担行為の積極的活用、年度当初からの予算執行の徹底などの予算執行上の工夫
- 余裕期間の設定による契約上の工夫
- 週休2日の確保等による適切な工期の設定
- 発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

県部会の取組

市町の発注関係事務改善に向けた取組み

◆適切な設計変更

- 設計変更ガイドラインの見直し(県:H29.7運用予定)
- 一時中止ガイドラインの策定(県:H29.7運用予定)
- 設計変更の適切な運用を行うため、発注者及び受注者を対象に研修を実施
- 市町がガイドラインを策定するための資料を提供
- 設計変更ガイドライン策定・活用

◆予定価格の適正な設定

- 市場の労務単価、建設資機材単価の早期改定
- 経費等改定時の積算基準の見直しを早期に実施
- 積算基準の改定及び積算システムへの反映
(参考:H28年度より積算システムを県及び県内全市町と共同運用)

- 見積り等による単価、歩掛りは、適切な単価等(補正等は行わない)により予定価格を設定

◆施工時期の平準化

- 標準工期算出式の改定(県:H29.4予定)
- 余裕期間制度の試行導入(県:H28.9運用)
- 早期発注
- 債務負担行為の積極的な活用
- 繰越し制度の活用
- 「発注見通しとりまとめ版」の取り組みへの参画
- 県の取組みの情報提供、市町の実情に応じたアドバイスなどを行う

◆週休2日制工事の導入

- 土日完全週休2日制工事の試行(県:H28年度 2件)
- 土日完全週休2日制工事の試行について情報提供
- 週休2日制(中部ブロック発注者協議会の取組みを踏まえた目標年次を踏まえた試行:県及び全市町)
 - ・平成30年度までに4週8休の工事を毎年1件以上実施
 - ・平成32年度には土日完全週休2日の工事を毎年1件以上実施

62

1. 三重県部会の取組

《第2回県部会資料》

■市町の発注関係事務改善に向けて—自己評価結果、業団体の意見交換結果を受けた県部会の取組み—

自己評価結果、業団体との意見交換会

担い手の育成・確保

- 予定価格の適正な設定
- 最低制限価格等の設定・活用の徹底
- 適切な設計変更
- 発注・施工時期の平準化
- 発注者間の連携強化

ダンピング受注の防止

- 最低制限価格等の適切な設定及び活用の徹底

発注者間の連携強化

- 受発注者で、発注関係事務や建設業全般における現状や課題について共通認識を深めるとともに改正品確法の適切な運用に向けた取組みについて情報共有を行う。

県部会の取組

市町の発注関係事務改善に向けた取組み

◆担い手の育成・確保

- 三重県部会による発注者間の連携強化

◆ダンピング受注の防止

- 最低制限価格、低入札基準価格を県独自式に改正(県:H28.4運用)
- 最低制限価格等の適切な設定及び活用の徹底

◆発注者間の連携強化

- 県部会と業団体との意見交換会の継続(H28~32年度で全市町が参加)

63

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

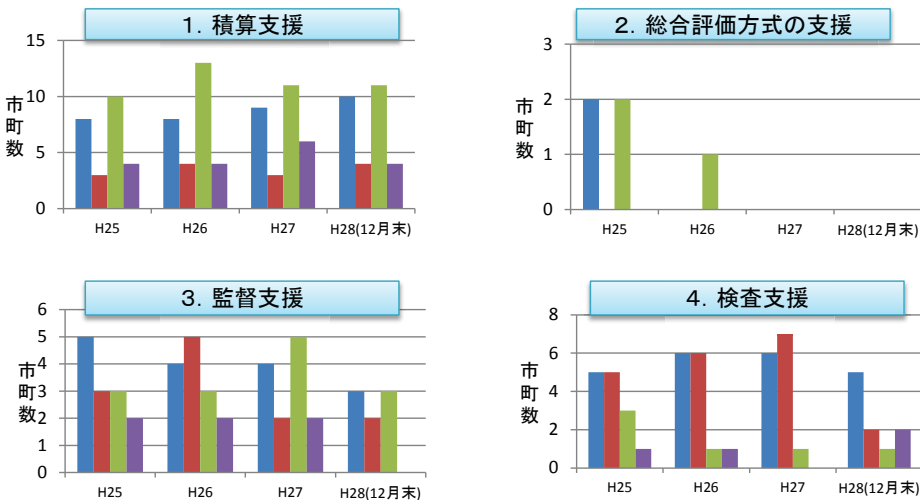
発注者支援機関の活用等

- ・発注者支援機関の活用促進のため、市町と発注者支援機関の活用状況等の情報共有。
- ・市町の発注関係事務支援のため、県の直接支援の活用状況等を市町と情報共有。

発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～発注者支援業務)

<発注者支援機関の認定状況>

○認定機関[土木][建築]
(公財)三重県建設技術センター (H27.3.6)



・各年度予算やプロジェクト的な事業等の影響はあるものの総合評価を除き、ほぼ横ばいの活用。
H28年度については12月末時点では、監督と検査が減少傾向となっている。
・総合評価方式は8割弱の市町が適用。適用している市町のうち、8割強が直営で事務執行。H27は支援機関活用の対象案件が無かったことによる。(H27で4市町が直営執行)

64

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～研 修～)

- 建設技術研修・・・一般、地方自治体、民間対象
実務、技術・資格などを3コース(初・中・上級)に分けた専門研修と一般県民など地域社会の方と連携した防災対策などの一般研修を開催
- 行政等支援(出前)研修・・・市町等対象
各市町等の利便性等を考慮し各職場へ出張して、基礎的な内容を中心に支援。また、平成24年度からは従来の専門的な内容に加え、行政技術者の職階別のスキルアップ研修も行なっている。
<近年の研修実績>
専門 : 「工事監督」「工事検査」「災害復旧」「舗装技術」「コンクリート施工管理」など
職階別 : 「工事発注者の基礎知識」「技術系職員の心得」「技術管理職の役割・責務」など
- 研修生等受入事業
土木・建築技術者の少ない市町の職員の方を1～2年程度受入れ、当建設技術センター職員の指導のもと、職場での実体験(OJT)を通じて、建設技術者を育成 等

【参考】行政等支援研修 H27実績
4市町(10回)、県(3回)
その他(2回)

【研修実績】

年 度	建設技術研修	研修生受入事業	行政等支援研修
平成27年	25研修(1,236名)	2名	15研修(410名)
平成26年	26研修(1,269名)	4名	14研修(307名)
平成25年	25研修(1,247名)	5名	15研修(408名)
平成24年	24研修(929名)	4名	19研修(660名)



市町職員出前研修

65

1. 三重県部会の取組

平成28年度の取組状況について

県の直接支援状況について

(1) 技術管理関係 【公共事業運営課】

- ・県積算基準、共通仕様書等の情報提供 (29市町)
- ・県設計単価の情報提供 (29市町)
- ・積算システムの共同運用 (H28年度より29市町)
- ・積算基準改定等にかかる説明会 (29市町)
- ・積算基準、積算システム、技術管理に関する問い合わせの対応 (随 時)

(2) 入札関係 【建設業課】

- ・入札参加者名簿の共同作成 (26市町)
- ・入札制度に関する問い合わせの対応 (随 時)

(3) 総合評価関係 【入札管理課】

- ・県学識者意見聴取会の場の提供 (H27年度は4市町)
- ・要請のあった市町に対し研修会を開催 (随 時)
- ・総合評価制度に関する問い合わせ対応 (随 時)

(4) 検査関係 【工事検査担当】

- ・三重県市町工事検査担当協議会へ参与として参加 (29市町)
- ・市町の工事に関する検査業務の問い合わせについて (随 時)

(5) 研 修

【三重県建設技術センターとの共催】

＜平成27年度実施状況＞

- ・土木工事積算入門
- ・災害復旧



センターとの共催研修

【県の土木技術職員の技術力向上・育成のための 現場研修会へ市町職員の参加】

参加要望のあった市町職員の参加

＜平成27年度実施状況＞

- ・一般県道亀山安濃線(鹿島橋)橋梁架替事業 外
12回の現場研修会のうち、8回に延べ14市町
(45人)が参加



現場研修会

66

2. 三重県の取組

平成28年度の主な取組状況について

必ず実施すべき事項

● 予定価格の適正な設定

- ・受発注者アンケートによる実態調査を実施し、**適正な工期設定を検討。平成29年4月から運用予定。**

● 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

- ・**低入札基準価格及び最低制限価格を県独自式に平成28年4月から改正、公契連モデルより高い現場管理費率等の算入率としている。**

● 適切な設計変更

- ・**「三重県設計変更ガイドライン」を策定、平成27年4月1日より設計図書に位置づけ適切な運用を図っている。**
また、受発注者アンケートによるガイドラインの検証結果等や改正品確法を踏まえて、**ガイドラインの見直しを検討。平成29年7月から運用予定。**

実施に努める事項

● 発注や施工時期等の平準化

- ・**余裕期間制度の平成28年9月からの試行導入**により、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図る。

● 見積りの活用(不調・不落対策)

- ・発注者積算の透明化を図り、入札参加者の適切な見積ができるよう、**工事費積算参考資料に施工条件を明示する改正を11月から実施。**

● 受注者との情報共有や協議の迅速化等

- ・**「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」の試行(旧ワンデーレスポンス)を、平成28年7月から全庁の取組みに拡大。(予定価格7千万円以上の土木一式工事が対象)**
- ・**「工事監理連絡会」を、平成28年7月から全庁の取組みに拡大。**

担い手の育成・確保の取組

● 現場の担い手の育成・確保

- ・**土日完全週休2日制工事を平成28年度に試行。(2件)**

また、受注者(下請企業含む)に工期設定の検証や週休2日の普及に向けた効果、課題を把握するためのアンケートを実施。

- ・**総合評価方式の建設工事において、若手技術者登用のため、技術者の実績を求めない試行工事を平成28年度に実施。**

67

2. 三重県の取組

平成28年度の主な取組状況について

新三重県建設産業活性化プラン（仮称）

建設業界の活性化が実感できることをめざして、有識者で構成する検討会議や建設業界と議論し、「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」を策定を進めています。

計画期間 「みえ県民力ビジョン 第二次行動

将来ビジョン 「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」

～確かな技術で地域に必要なとされ未来に存続する～

取組目標と具体的な取組

「計画」の期間と合わせ、平成31年度まで

(1) 確かな技術力を持つ企業

取組目標 工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要ことから、若手技術者の配置技術者の登用率を17.5%（H27）から21%にします。

取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組
- 国等へ県内企業受注機会拡大に関する要望
- 生産性向上に向けた取組
- 積算能力の向上の取組

取組2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ
- 若年者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援
- 優良工事の表彰
- 建設キャリアアップシステムの活用
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注
- 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要なとされる企業

取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組4 企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大
- 地域維持型工事発注の実施
- 維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
- 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
- 地域を支える企業の育成

(3) 未来に存続する企業

取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要ことから、売上高経常利益率2.63%（H27）を2.72%にします。

取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
- 地域機関ごとの事業規模の明確化
- 公共工事の発注見通しの改善
- 受注機会均等化の取組
- ②企業の協業化を進めるための取組
- 入札参加業者数の改善
- 管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
- ゼロ負債・債務負担行為の活用
- 余裕期間制度の導入と活用

取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
- 適正な予定価格の設定
- 総合評価方式における価格評価方法の見直し
- 低入札価格調査制度の改正
- 現場状況の変化に対応した適切な設計変更
- 標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
- ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大
- 総合評価工事における提出書類の簡素化
- 電子化の推進
- 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請け企業（技能労働者）の利潤確保
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用
- 技能労働者の賃金等の調査の実施
- 重層下請の改善
- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援
- 建設業の理解のためのPR

取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大
- 安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する平成28年度の自己評価結果

～中部ブロック発注者協議会～

ホームページ公表版

資料3－1

中部ブロック発注者協議会では、自らの立ち位置を知ることにより改善意識を喚起する目的で、平成21年度より自己評価の取組を実施しております。

平成28年度につきましては、全国の統一的な指標を追加する等の見直しを行った15項目の自己評価(平成27年度の実績と平成28年度の目標(見込み))を実施(平成28年11月)致しましたので、その結果を公表いたします。

(※自己評価の実施はオブザーバーを除く192機関で実施)

中部ブロック発注者協議会 (41機関)

(平成20年度設置)

中部ブロック発注者協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的としています。

国の機関 (17)

中部地方整備局、東海農政局、中部管区警察局、中部管区警察学校、東海財務局、名古屋税関、名古屋国税局、東海北陸厚生局、岐阜労働局、静岡労働局、愛知労働局、三重労働局、中部森林管理局、中部経済産業局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、中部地方環境事務所

地方公共団体の機関 (11)

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、岐阜県部会で決定する者、静岡県部会で決定する者、愛知県部会で決定する者、三重県部会で決定する者

特殊法人等の機関 (11)

中日本高速道路(株)、都市再生機構、日本原子力研究開発機構、水資源機構、静岡県道路公社、愛知県道路公社、三重県道路公社、名古屋高速道路公社、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、日本下水道事業団

オブザーバー (2)

名古屋法務局
名古屋高等裁判所

(平成26年度に各県部会を設置)

岐阜県部会
全市町村(42)

静岡県部会
全市町(35)

愛知県部会
全市町村(54)

三重県部会
全市町(29)

平成28年度における自己評価項目(15項目)について

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	—		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況	
	適切な設計変更	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
実施に努める事項	発注者間の連携体制の構築	—		
	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	(7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化
		(8)	週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用	—		
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
		(10)	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	
その他	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	—		
		(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除
		(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善
		(13)	建設ICTの導入状況	
		(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等
		(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備

全国の統一的な追加指標

中部ブロック独自追加指標

中部ブロックの重点項目

今後の取組について

「発注見通しとりまとめ版」の公表

平成29年4月からの運用を目指して

平成29年2月

中部ブロック発注者協議会

「発注見通しとりまとめ版」の公表（入札契約適正化法）

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）】

（国による情報の公表）

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、**毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。**

2 各省各庁の長は、**前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。**

（※特殊法人等、地方公共団体による情報の公表も上記と同様に規定）

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（抜粋）】

（国による発注の見通しに関する事項の公表）

第二条 各省各庁の長は、**毎年度、四月一日**（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）**以後遅滞なく**、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるものを除く。）に係る**次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。**

一 **公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要**

二 **入札及び契約の方法**

三 **入札を行う時期**（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

.....

5 各省各庁の長は、**少なくとも毎年度1回、十月一日を目途として**、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を**見直し**、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を**公表**しなければならない。

政令の定めによる公表項目

**①工事の名称、②工事の場所、③入札及び契約の方法、④工事の種別、⑤入札予定時期
⑥工事の期間、⑦工事の概要**

「発注見通しとりまとめ版」の公表（現状）

○中部地方整備局のホームページで各機関の発注見通しについて共有化(リンク)を図っている

中部地整HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

公共工事の品質確保に関するページ：<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>

中部地整HPのトップページ

公共工事の品質確保に関するページ

中部ブロック発注者協議会

本協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ設置したものです。本協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的としています。

・設立趣旨(PDF 0.1MB)

・規約(PDF 97KB)

関係機関へのリンク

2

「発注見通しとりまとめ版」の公表（現状）

中部ブロック発注機関「公共工事の発注見通し」～中部ブロック発注者協議会～

各発注機関の公共工事発注見通し(各機関のホームページにリンクしています)

入札情報サービス(PPI)

国土交通省
中部地方整備局

農林水産省
東海農政局

岐阜県

地方公共団体

岐阜県

岐阜県

岐阜地区

岐阜市
羽島市
各務原市
山県市
瑞穂市
本巣市
岐南町
笠松町

北方町

西濃地区

大垣市
海津市
養老町
関ヶ原町
垂井町
安八町
神戸町
輪之内町

池田町

※
揖斐川町
大野町

中濃地区

関市
美濃市
美濃加茂市
可児市
郡上市
川辺町
坂祝町
白川町

富加町

東白川村
七宗町
八百津町
御嵩町

東濃地区

多治見市
中津川市
瑞浪市
恵那市
土岐市

飛騨地区

高山市
飛騨市
下呂市
白川村

3

「発注見通しとりまとめ版」の公表(改正品確法運用指針)

【運用指針本文】

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める**。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

【解説】

発注見通しについて地区単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている(例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新)。

特に、**東北地方においては**、技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月から**各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)**を統合して**地区毎に公表**されている。

4

「発注見通しとりまとめ版」の公表

【現状】

- 発注機関の多くはホームページ等で発注見通しを公表
- 公表頻度は、4月・10月の年2回、四半期毎、毎月、2週間毎など 各機関で異なっている
- 公表の内容(情報)も各機関で異なっている

【受注者からは】

- 公表内容・公表(更新)時期が発注機関で異なるため、一元的な情報把握が難しく、地域単位で発注予定を把握する場合、時間と手間を要している
- より計画的な技術者の配置、資機材の調達を行いやすくするため、発注見通しとりまとめ版の公表を希望

【災害時は】

- 災害時等は各機関による相当量の復旧・復興工事が発注され、建設資機材や労働力不足が懸念される

中部ブロック発注者協議会として、各発注機関の発注見通しの全容が、地域毎に把握できるよう「発注見通しとりまとめ版」を公表する取組を実施して参りたい。

【発注見通しとりまとめ版の公表による取組効果】

- 建設企業の技術者の配置計画や労務、資材の手配に役立
- 特に災害時には、上記の他、建設企業が復旧・復興工事に協力できる範囲を容易に選択することが可能
- 年間を通じた仕事量の確保、繁閑の差の解消、人材・資機材の効率的な活用を促すことができ「平準化」にも有効

5

「発注見通しとりまとめ版」の公表について（H29年度～）

- 平成29年4月から「発注見通しとりまとめ版」（地区ごとの一覧表）の公表を開始
- 公表開始以降は、1回／月を更新
- 公表する内容（項目）を統一した表形式で整理
- 公表の対象工事規模や工種は指定せず、各機関で公表している工事を対象とする。

【作成例】

必須記入項目			政令による公表項目							任意項目 (未記入でも可)	
地区名	発注機関名	担当事務所 (課)名	工事名称	工事 場所 (自)	工事 場所 (至)	入札契約 方式	工事種別	入札予定 時期	工期	工事概要	概算 工事規模
〇〇	国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇 橋下部工工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、橋台2基、橋脚4基、 場所打杭(φ〇m、L=〇〇m) 〇〇本	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇	〇〇県	〇〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、擁壁工一式、排水構造物 工一式	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇	〇〇市	〇〇課	〇〇川〇〇護岸工 事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	指名競争入札	土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 護岸工〇〇〇平方m、〇〇立法m	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇	国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	〇〇庁舎改修工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	建築工事	第〇四半期	約〇ヶ月	庁舎(RC-2 〇〇平米)ほか 耐震改修	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満

6

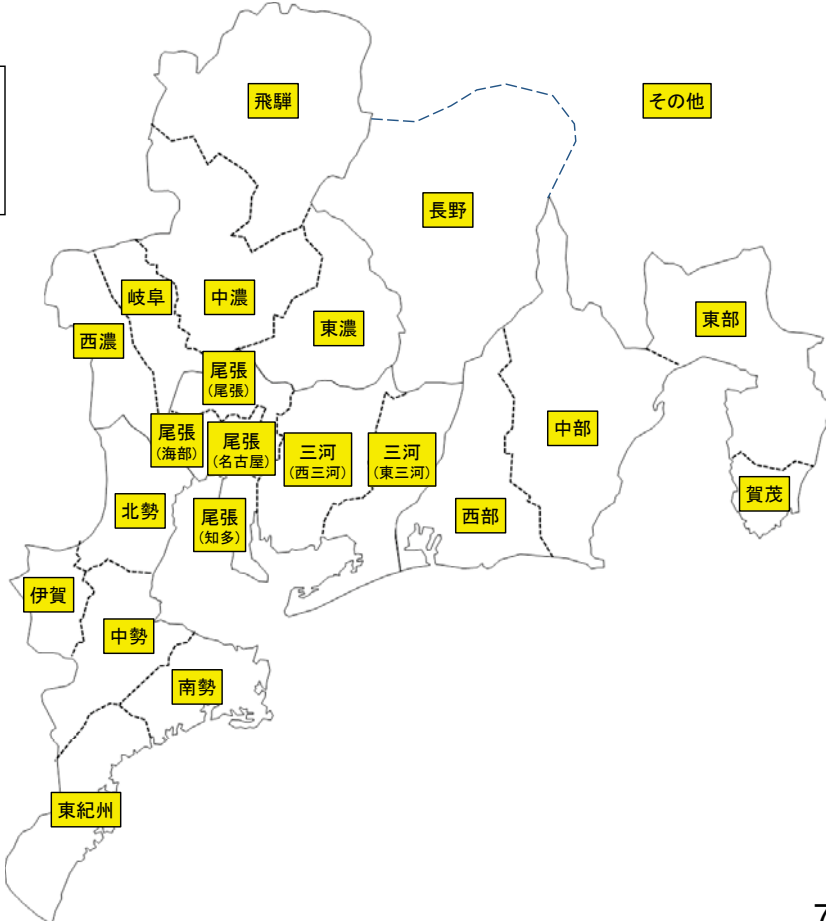
「発注見通しとりまとめ版」の公表について（H29年度～）

◆発注見通しの公表地区割り

○現在、発注者協議会として中部地整HPでリンクを貼って紹介している、中部ブロック発注機関「公共工事の発注見通し」の地区割りを継承

県名	地区割り	地区数
岐阜県	岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨	5地区
静岡県	西部、中部、東部、賀茂	4地区
愛知県	尾張(名古屋)、尾張(尾張)、尾張(海部) 尾張(知多)、三河(西三河)、三河(東三河)	6地区
三重県	北勢、中勢、南勢、伊賀、東紀州	5地区
長野(長野県内の中部地整管内)		1地区
その他(中部ブロック(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)及び上記長野以外の地域)		1地区
合計地区数		22地区

※複数の地区に跨がる場合は、工事量等の多い主要地区を1地区選定し記載する。



7

「発注見通しとりまとめ版」の公表（H29年度～）

◆発注見通しの公表地区割り

県名	公表の地区割り	該当市町村名
岐阜県	岐阜地区	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
	西濃地区	大垣市、海津市、養老町、関ヶ原町、垂井町、安八町、神戸町、輪之内町、池田町、揖斐川町、大野町
	中濃地区	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、川辺町、坂祝町、白川町、富加町、東白川村、七宗町、八百津町、御嵩町
	東濃地区	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地区	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
静岡県	西部地区	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
	中部地区	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町、吉田町
	東部地区	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
	賀茂地区	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町

8

「発注見通しとりまとめ版」の公表（H29年度～）

◆発注見通しの公表地区割り

県名	公表の地区割り	該当市町村名
愛知県	尾張地区(名古屋)	名古屋市
	尾張地区(尾張)	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
	尾張地区(海部)	愛西市、弥富市、あま市、大治町、津島市、飛島村、蟹江町
	尾張地区(知多)	常滑市、東海市、大府市、知多市、半田市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、阿久比町
	三河地区(西三河)	碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、岡崎市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町、西尾市
	三河地区(東三河)	豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、豊橋市、東栄町、豊根村、設楽町
三重県	北勢地区	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
	中勢地区	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
	南勢地区	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
	伊賀地区	名張市、伊賀市
	東紀州地区	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
長野		長野県内の中部地整管内
その他		中部ブロック(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)及び上記長野以外の地域

9

「発注見通しとりまとめ版」の公表（H29年度～）

①

「発注見通しとりまとめ版」について

各発注機関が個別に公表している工事の発注見通しを、中部ブロックの円滑な事業推進を目的に、中部ブロック発注者協議会として各発注機関の発注見通しを地区ごとに集約して掲載することとしました。

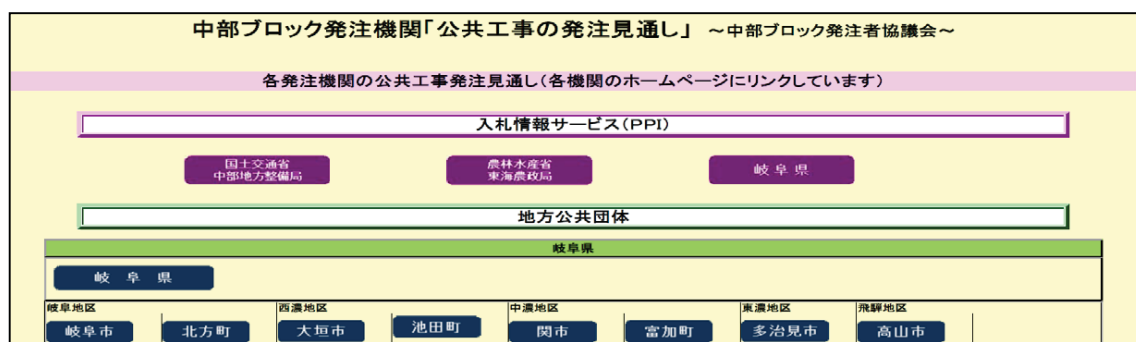
※「発注見通し」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、当該年度に発注することが見込まれる公共工事の見通しを公表するものです。

◆『地区毎の発注見通し』へ

クリック

②

◆中部ブロック発注者協議会のページへ



10

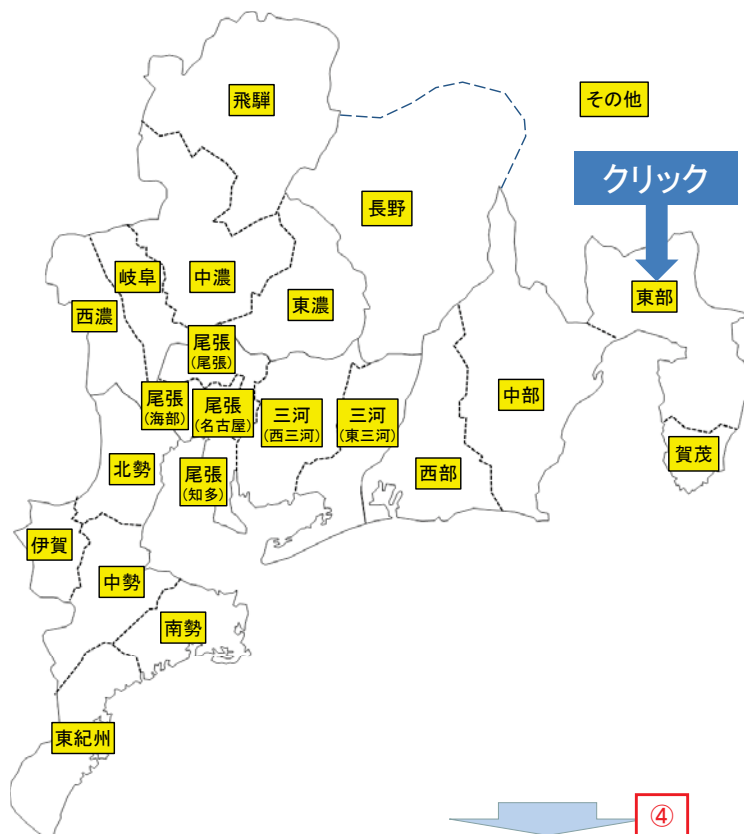
「発注見通しとりまとめ版」の公表（H29年度～）

③

発注見通しとりまとめ版

【中部ブロック発注者協議会】

中部4県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。



発注見通し地区割り一覧表

※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	公表の地区割り	該当市町村名
岐阜県	岐阜地区	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
	西濃地区	大垣市、海津市、養老町、関ヶ原町、垂井町、安八町、神戸町、輪之内町、池田町、揖斐川町、大野町
	中濃地区	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、川辺町、坂祝町、白川町、富加町、東白川村、七宗町、八百津町、御嵩町
	東濃地区	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地区	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

県名	公表の地区割り	該当市町村名
静岡県	西部地区	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
	中部地区	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町、吉田町
	東部地区	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
	賀茂地区	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町

④

11

「発注見通しとりまとめ版」の公表（H29年度～）

④

【中部ブロック発注者協議会】

平成29年4月〇日現在

※〇〇地区の発注見通し

〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

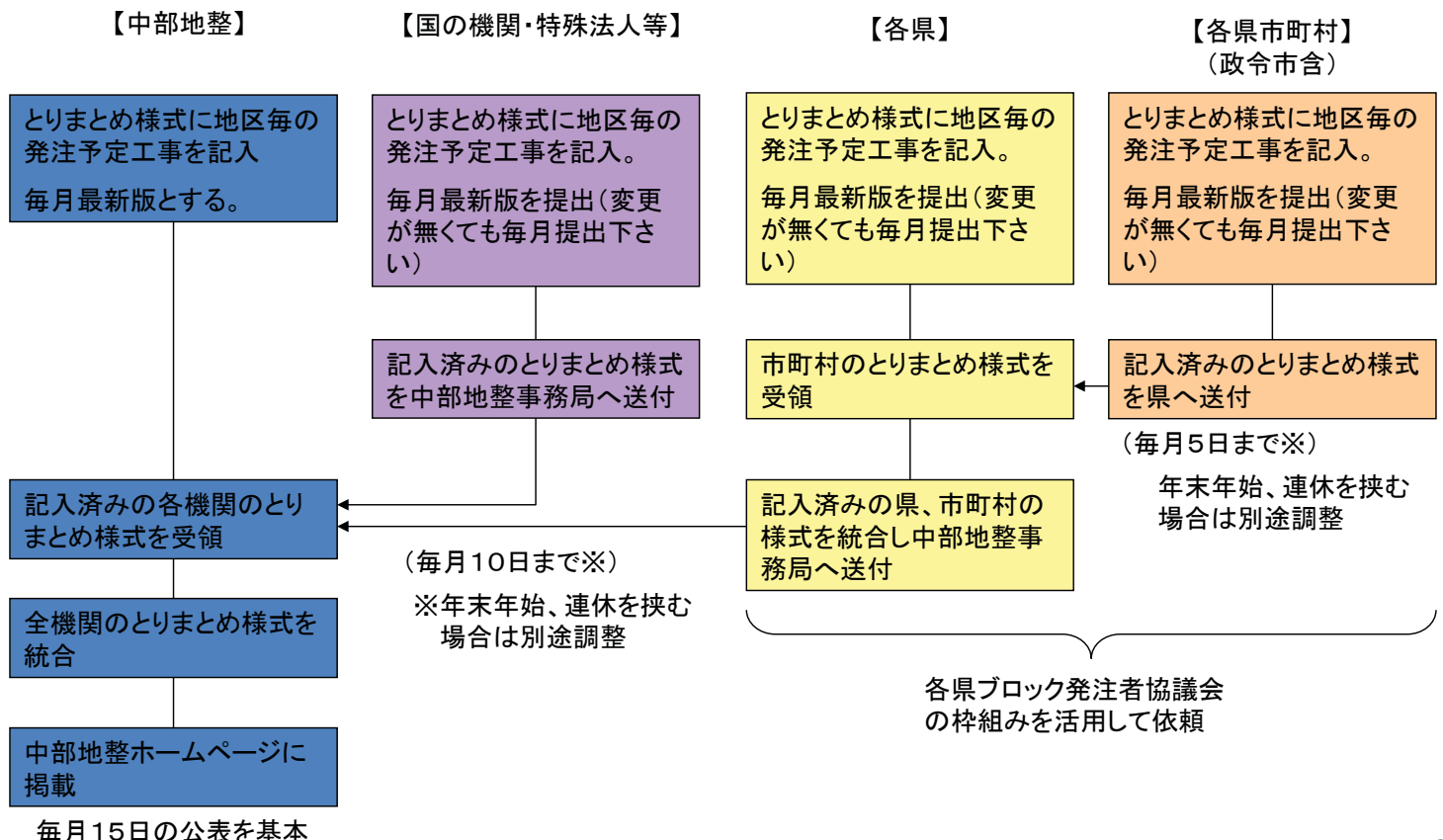
- ※ 各発注機関が公表している発注見通しを地区ごとに集約して記載しています。
- ※ 実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- ※ 詳細については、各発注機関の公共工事発注見通し(各機関のホームページにリンク)をご覧ください。また、公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

地区名	発注機関名	担当事務所(課)名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	工事概要	概算工事規模
〇〇	国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	国道〇〇号、〇〇 橋下部工工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、橋台2基、橋脚4基、 場所打杭(φ〇m、L=〇m) 〇〇本	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇	〇〇県	〇〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、擁壁工一式、排水構造物 工一式	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇	〇〇市	〇〇課	〇〇川〇〇護岸工 事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	指名競争入札	土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 護岸工〇〇〇平方m、〇〇立法m	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇	国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	〇〇庁舎改修工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	建築工事	第〇四半期	約〇ヶ月	庁舎(RC-2 〇〇平米)ほか 耐震改修	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満

12

「発注見通しとりまとめ版」の公表（作業手順）

○作業フロー



13

発注者支援機関の活用状況について

平成29年2月

中部ブロック発注者協議会

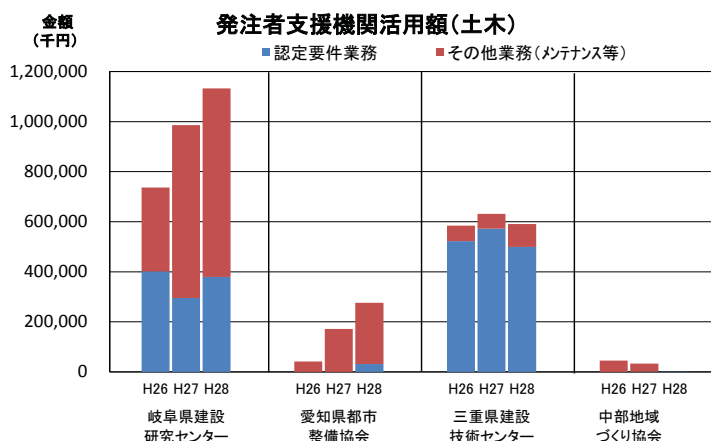
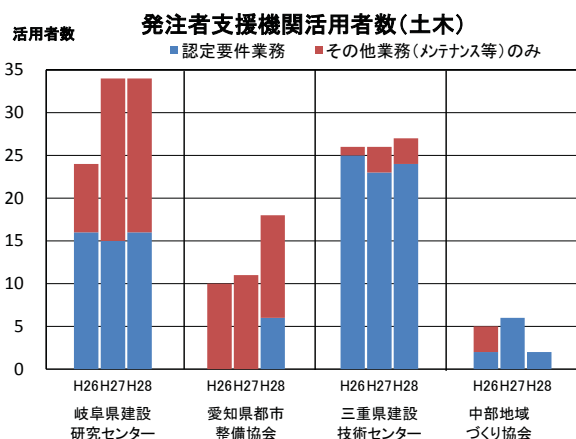
発注者支援機関(土木)の活用状況について

①発注者支援機関の活用者数及び活用額は増加している。岐阜県内の約8割(34/43)の自治体が活用している。
 <岐阜県建設研究センター> ②認定要件の発注者支援業務の活用はH26は金額ベースで半分以上を占めていたが、H27・H28では、点検・長寿命化等その他業務の活用が半分以上を占めている。
 ③認定要件の発注者支援業務では、設計・積算と監督・検査に活用されている。

①発注者支援機関の活用者数及び活用額は増加している。愛知県内の約3割(18/55)程度の活用。
 <愛知県都市整備協会> ②認定要件の発注者支援業務の活用は設計・積算と監督・検査に活用されているが、点検・長寿命化等その他業務の活用が半数以上を占めている。

①発注者支援機関の活用者数及び活用額は横ばい。三重県内の約9割(27/30)の自治体が活用している。
 <三重県建設技術センター> ②認定要件の発注者支援業務の活用が殆どであり全業務で活用されているが、特に設計・積算の活用が多い。

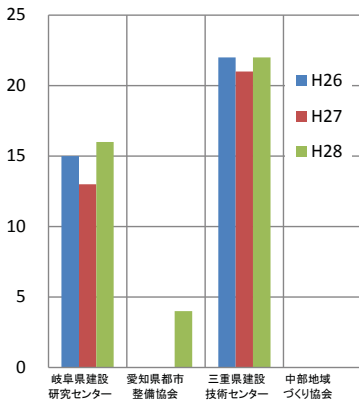
①認定要件の発注者支援業務については監督・検査、工事成績評定を実施。
 <中部地域づくり協会> ②その他用地補助業務に活用されている。



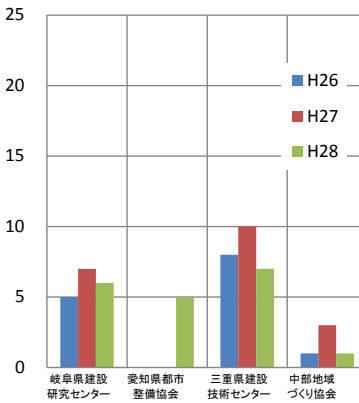
発注者支援機関(土木)の活用状況について

(認定要件業務の実施状況)

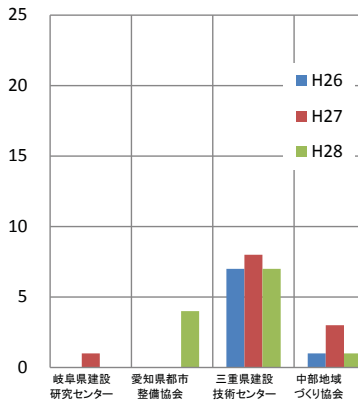
活用者数 設計・積算(土木)



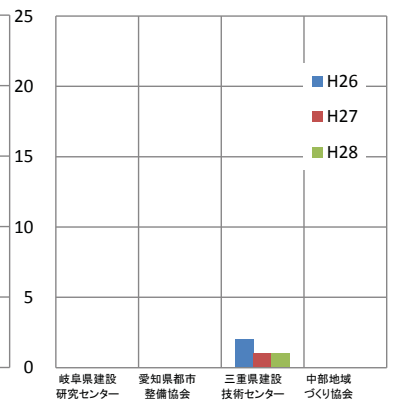
活用者数 監督・検査(土木)



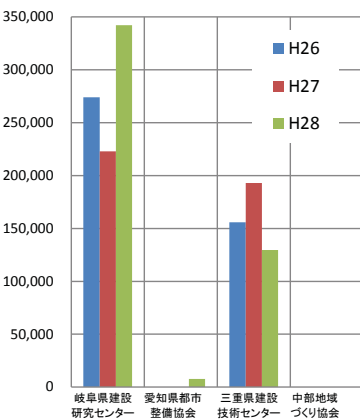
活用者数 工事成績評価(土木)



活用者数 技術提案の審査等(土木)



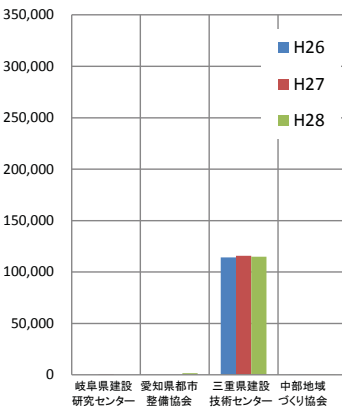
金額(千円) 設計・積算(土木)



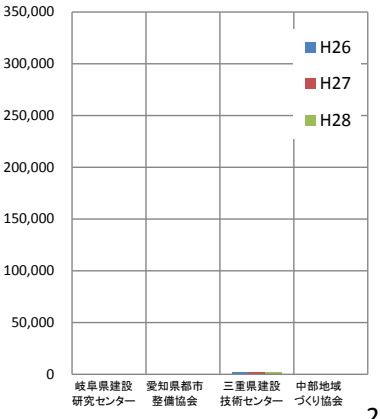
金額(千円) 監督・検査(土木)



金額(千円) 工事成績評価(土木)



金額(千円) 技術提案の審査等(土木)



2

発注者支援機関(建築)の活用状況について

<岐阜県建設研究センター> ①発注者支援機関の活用者数及び活用額は増加している。岐阜県内の約1割(4/43)の自治体が活用している。
②認定要件の発注者支援業務では、設計・積算と監督・検査に活用されている。

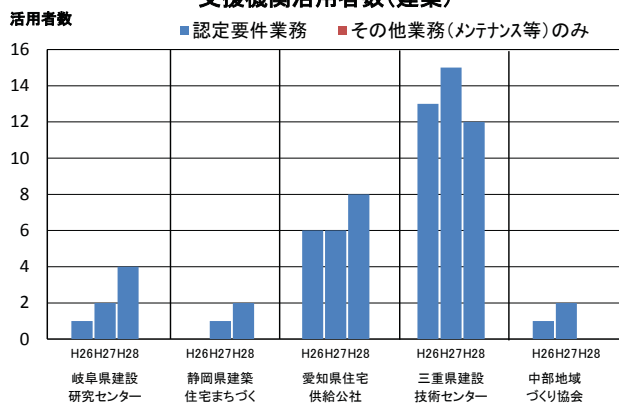
<静岡県建築住宅まちづくりセンター> ①H28に2機関で活用されている。
②認定要件の発注者支援業務では、設計・積算と工事成績評価に活用されている。

<愛知県住宅供給公社> ①愛知県内の約1割(8/55)の自治体が活用している。
②認定要件の発注者支援業務の活用であり、全認定要件業務にて活用されている。

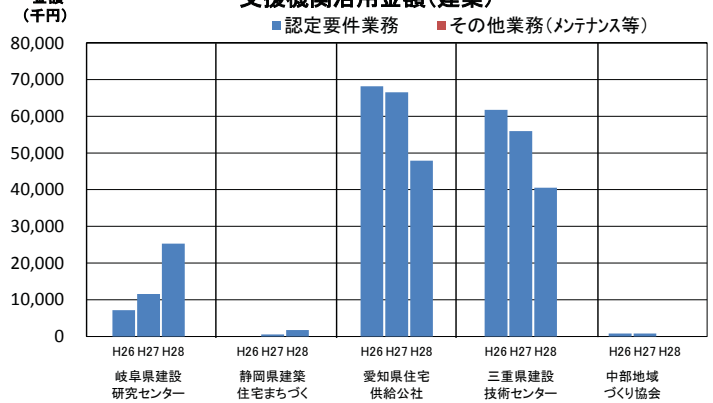
<三重県建設技術センター> ①発注者支援機関の活用額及び活用者数は横ばい。三重県内の約4割(12/30)の自治体が活用している。
②認定要件の発注者支援業務の活用であり、設計・積算、監督・検査、工事成績評価に活用されている。

<中部地域づくり協会> ①認定要件の発注者支援業務の活用であり、監督・検査、工事成績評価で活用されている。

支援機関活用者数(建築)



支援機関活用金額(建築)

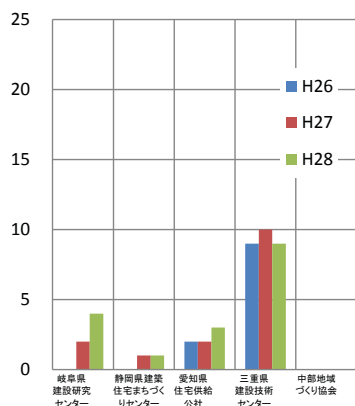


3

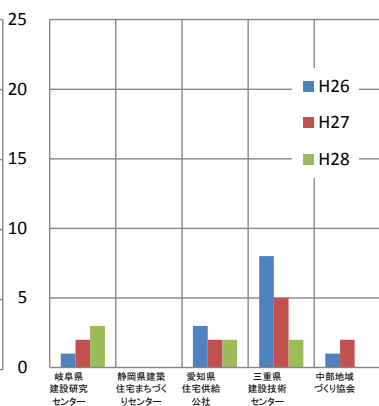
発注者支援機関(建築)の活用状況について

(認定要件業務の実施状況)

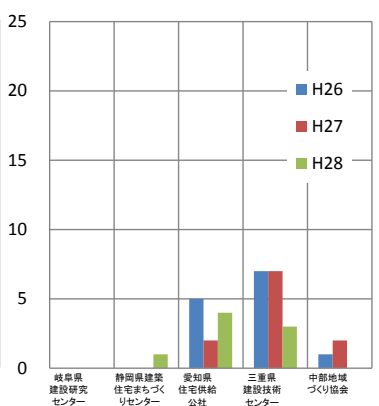
活用者数 設計・積算(建築)



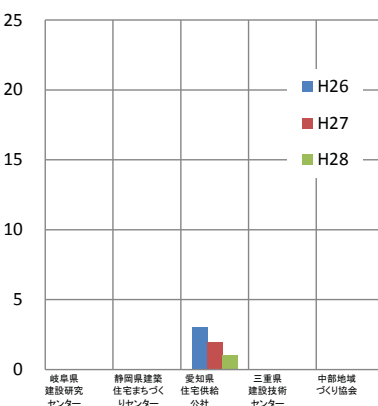
活用者数 監督・検査(建築)



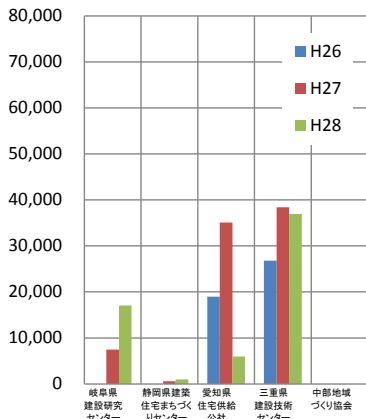
活用者数 工事成績評定(建築)



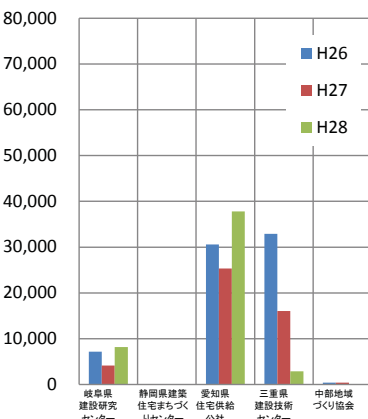
活用者数 技術提案の審査等(建築)



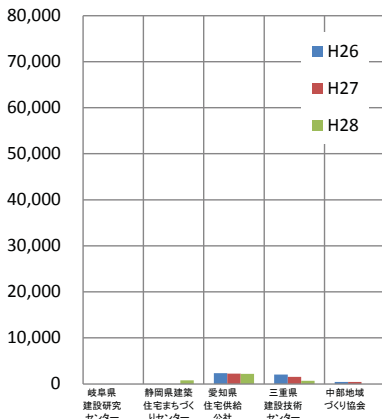
金額(千円) 設計・積算(建築)



金額(千円) 監督・検査(建築)



金額(千円) 工事成績評定(建築)



金額(千円) 技術提案の審査等(建築)

